

大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会
令和6年度登山道補修技術検討会

日時：令和7年1月10日（金）

9:30～11:30（予定）

場所：上川町役場大会議室
（オンライン併用）

次 第

1. 開会

2. 議事

（1）設置要綱の設定について

（2）歩道等維持管理作業実施手順マニュアルについて

（3）登山道維持管理データベースへの掲載について

・令和6年度の補修作業等の掲載状況

（4）令和6年度の補修結果の評価、改善策の検討について

・銀泉台白雲岳線（赤岳第4雪渓付近）

3. その他

4. 閉会

【配付資料】

資料 1 大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会
登山道技術補修検討会 設置要綱（案）

資料 2－1 大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル
改訂案

資料 2－2 大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル
改訂案（変更箇所見え消し）

資料 2－3 作業実施手順フロー図（変更前・後）

資料 3 令和 6 年度歩道維持管理作業実施報告書
（北海道上川総合振興局・赤岳第 4 雪溪手前の木道の再整備）

令和 7 年 1 月 10 日

大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会
令和 6 年度登山道補修技術検討会 構成員名簿

機関/団体	所属/役職・氏名（敬称略）	備考
北海道大学大学院地球環境科学研究院	教授 渡邊 悌二	会場
北海道大学大学院農学研究院	教授 愛甲 哲也	会場
北海道上川総合振興局	保健環境部環境生活課 主査 中島 浩之	会場
北海道十勝総合振興局	保健環境部環境生活課 主幹 吉澤 一利 同 係長 小川 明子 同 主事 番匠 絵美	Web
山樂舎 BEAR	代表 佐久間 弘	会場
NPO 法人かむい	代表理事 濱田 耕二	欠席
Asahidake Trail Keeper	代表 藤 このみ	会場
合同会社北海道山岳整備 一般社団法人大雪山・山守隊	代表社員 岡崎 哲三 事務局長 下條 典子	会場
山岳レクリエーション管理研究会	事務局長 山口 和男	会場

事務局

所属	役職	氏名
環境省大雪山国立公園管理事務所	所長	杉本 頼優
	国立公園利用企画官	高橋 広子
	上席国立公園管理官	友野 雄己
	国立公園管理官	森田 夕貴
東川管理官事務所	自然保護官補佐	忠鉢 伸一
	国立公園管理官	森田 由女花
上士幌管理官事務所	自然保護官補佐	渡邊 あゆみ
	国立公園管理官	永田 拳吾
	自然保護官補佐	上村 哲也

大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会
登山道補修技術検討会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 大雪山国立公園連絡協議会表大雪登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会規約（以下、規約という。）第3条（2）に基づき、登山道の適正な維持管理を行うために必要となる登山道補修に関する施工方法の検証及び技術向上等の検討を行うため、登山道補修技術検討会（以下、技術検討会という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 技術検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- （1）「大雪山ビジョン」及び「大雪山国立公園登山道管理水準」並びに「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」に基づく、登山道補修に関する施工方法の検証及び技術の向上について
- （2）登山道補修計画の検討、補修結果の評価及び補修に関する改善策の検討について
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第3条 技術検討会は、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会（表大雪地域及び東大雪地域）の構成員及びオブザーバーの中から、登山道補修に従事する維持管理団体、登山道補修に関する専門的知見を有す学識経験者及び技術者、登山道を管理する機関をもって構成する。

- 2 構成員は、検討が必要な事項に応じて、事務局が指名する。

（運営）

第4条 技術検討会は、各年度において必要に応じて事務局が招集し、事務局員が議事進行を務める。

- 2 技術検討会の構成員及び事務局は、必要に応じ、規約第4条により置かれたコーディネーターの意見を聴取することができるものとする。
- 2 構成員の過半数が必要と認める場合、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 技術検討会の事務局を大雪山国立公園管理事務所に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関し必要な事項については、必要に応じて事務局が別に定める。

付 則 この規約は令和 年 月 日から施行する。

大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会
登山道補修技術検討会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 大雪山国立公園連絡協議会表東大雪登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会規約（以下、規約という。）第3条（2）に基づき、登山道の適正な維持管理を行うために必要となる登山道補修に関する施工方法の検証及び技術向上等の検討を行うため、登山道補修技術検討会（以下、技術検討会という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 技術検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

（1）「大雪山ビジョン」及び「大雪山国立公園登山道管理水準」並びに「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」に基づく、登山道補修に関する施工方法の検証及び技術の向上について

（2）登山道補修計画の検討、及び登山道補修結果の評価及び補修に関する改善策の検討について

（3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第3条 技術検討会は、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会（表大雪地域及び東大雪地域）の構成員及びオブザーバーの中から、登山道補修に従事する維持管理団体、登山道補修に関する専門的知見を有す学識経験者及び技術者、登山道を管理する機関をもって構成する。

2 構成員は、検討が必要な事項に応じて、事務局が指名する。

（運営）

第4条 技術検討会は、各年度において必要に応じて事務局が招集し、事務局員が議事進行を務める。

2 技術検討会の構成員及び事務局は、必要に応じ、規約第4条により置かれたコーディネーターの意見を聴取することができるものとする。

3-2 構成員の過半数が必要と認める場合、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 技術検討会の事務局を大雪山国立公園管理事務所に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関し必要な事項については、必要に応じて事務局が別に定める。

付 則 この規約は令和 年 月 日から施行する。

大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル (案)

令和7年 月

大雪山国立公園連絡協議会 登山道維持管理部会

目次

1. 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等	1
3. 歩道の維持管理作業（補修等）	2
(1) 作業計画作成、案件登録	2
1) 作業計画の検討、立案	2
2) 作業計画案件の登録	2
3) 案件のスクリーニング	2
(2) 関係法令等に基づく手続き	3
1) 国立公園事業執行内容変更	3
2) 国立公園内行為許可・届出等	3
3) 土地所有者関係手続き（入林申請等）	4
4) 保安林関係手続き（作業行為等）	4
5) 文化財保護法に関する手続き	4
(3) 作業の実施	4
(4) 作業結果の報告	4
(5) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の共有、検討	5
5. 作業実施にあたっての留意事項	5
(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールの順守	5
(2) 安全管理	5
(3) 作業中の利用者への配慮	6
別紙1 作業計画案件の登録様式	7
別紙2 事前検討案件の作業計画書様式	8
別紙3 作業結果の報告様式	11
【資料1】歩道等維持管理作業実施手順フロー図	14
【資料2】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）	16
【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方	18
【資料4】国立公園事業執行者一覧	23
【資料5】国立公園事業執行状況図	27

1. 背景と目的

(1) 背景

大雪山国立公園の登山道は火山噴出物を基盤とするもろい地質の上にあるため、踏圧や雪解け水による登山道の浸食、ぬかるみを避けて登山道以外を歩くことによる植生劣化が課題となっている。

登山道の総延長は約 300km もあり、登山道の管理者（国立公園の歩道事業執行者）や行政だけでは、この課題に対応することが困難にある。

そのため、地域の関係者や利用者を含め多様な主体により課題を解決する必要がある。

(2) 目的

国立公園事業執行者の他、地域の関係者（地元山岳会、観光協会、協議会等ボランティアを行う有志団体※）も含め、歩道の補修等維持管理作業を実施する場合の実施手順を明確にすることにより、作業の技術的な品質を確保すること、作業に関する情報を関係者で共有することを目的とする。

これにより、今まで以上に、歩道の補修等維持管理作業が促進されることを期待する。

※NPO、任意団体、個人の集まり等多様な形態が考えられる。また、作業において、参加者を一般に公募することも可能。

2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等

本マニュアルは、大雪山国立公園の公園計画に事業歩道として位置付けのある登山道（以下「歩道」という。）において実施される、次の事項を対象とする。

(1) 歩道の維持管理作業（補修等）

荒廃した歩道を「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016 年改訂版」（以下「技術指針」という。代表的な施工方法は資料 2 のとおり。）に例示された工法により補修するもの。

補修等にあたっては、①大雪山に残る原始的自然の雰囲気を変えないように自然景観に馴染む工法で登山道の侵食を止める、②生態系や植生を回復させる、③登山者の心理を予測した導線や歩きやすさにも考慮する。また、歩道を補修したことにより、登山者の事故や怪我を誘発する可能性があるため、その技術水準の向上に努めることが必要である。

(2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示

1) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）

歩行路の確保、道迷い対策としてササを刈り払うこと等、計画者の持つ技術が異なっている場合でも施工結果に差が生じにくく、また、自然環境保全上の問題や安全上の問題が生じにくいと考えられる作業。なお、技術指針に知見が蓄積され、多くの計画者の技術が向上することにより、将来的には対象となる内容が増えるものと考えられる。

2) 看板類の補修

資料 3（誘導標識や案内板の整備の考え方）に示された、看板類の構造や表示方法を維持するための作業。

3) 歩道の表示

道迷いや歩道以外への踏み出しを防止するため、ペンキ等でマーキングをするもの。ペンキ等による登山道の目印の塗布は、これまで当該登山道で実施されてきた方法を十分踏まえて次の通り行う。

- ・黄色とし、10cm程度の帯状とし、必要に応じて矢印を付ける。
- ・塗布は最小限とする。
- ・立ち入りの禁止を示す場合は、赤色（黄色も可）で×とする。
- ・塗布の対象は原則岩石とする。

原則として、国立公園事業執行者への確認又は行為許可・届出等手続きが必要となる。

3. (2) 1) 及び2) を参照。

3. 歩道の維持管理作業（補修等）

(1) 作業計画作成、案件登録

1) 作業計画の検討、立案

「大雪山国立公園登山道管理水準 2015 年改定版」（以下「管理水準」という。）では、大雪山国立公園内の歩道ごとに4段階の保全対策ランクを定めている。

また、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会（以下単に「登山道維持管理部会」という。）事務局（以下単に「事務局」という。）が、ウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」を大雪山国立公園連絡協議会のホームページ内に設け、本取組に関する情報の蓄積及び発信を進めている。

歩道の維持管理作業を行おうとする者（以下「計画者」という。）は、技術指針に加えてこれらの資料を参照し、また当該歩道が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者に対して、未執行の場所である場合は土地所有者に対して十分に事前相談を行いつつ、作業場所や内容を検討し作業計画を立案すること。

2) 作業計画案件の登録

計画者は、作業実施前に、別紙1の案件登録様式を作成し、事務局に提出する。

事務局は、登録された情報をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」に掲載することで、登山道維持管理部会構成員等へ情報共有する。

なお、非常災害の応急措置（豪雨等の災害を原因とし早急に簡易な修繕をしなければ登山者に危険が及ぶような事案）等への対応については案件登録の提出有無に関わらず実施して差し支えない。その場合も、実施について速やかに事務局まで報告するものとする。

3) 案件のスクリーニング

事務局は、提出された案件について、下記の①～③のいずれに該当するかを判断し、計画者に伝える。それぞれ、次の手順に従い、現地での補修等の作業の実施へ至るものとする。

① 事前検討案件

<対象>

○これまでに対応事例のない荒廃や崩落の補修等（年間想定件数：1～2件未満）

＜手順＞

○計画者は事務局からの依頼に基づき作業計画書（別紙2）を作成、提出する。

○登山道維持管理部会登山道補修技術検討会において当該案件の検討を行い、当該作業計画書に対する意見をまとめ、計画者に伝達する。

計画者は意見への対応を検討し、その結果（作業計画を修正する場合は修正した作業計画を含む。）を事務局に回答する。

○事務局は、これらの結果をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」へ掲載する。

② 事後検討案件

＜対象＞

○技術指針に基づき、施工の適切性を判断できる補修等

③ 報告のみ案件

＜対象＞

○案件登録内容からみて、「2（2）歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示」に該当すると判断される案件。

＜手順＞

○事務局から計画者に対して、2（2）に該当する案件である旨を伝える。

（2）関係法令等に基づく手続き

歩道の維持管理作業の実施にあたっては、その実施箇所や内容に応じ、自然公園法に基づく国立公園事業執行内容変更あるいは行為許可・届出等、文化財保護法に基づく天然記念物現状変更許可、保安林内作業許可、入林許可等の手続きが事前に必要となる。申請の種類によっては1ヶ月又はそれを超える標準処理期間が設けられており、計画者は作業着手前に全ての手続きを確実に完了するよう、余裕をもって準備、対応すること。

1）国立公園事業執行内容変更

国立公園事業として執行されている歩道については、執行内容や規模を変更しない維持管理作業については一般的に手続不要であるが、執行内容や規模に変更が生じる場合（例：施設の種類（木道やグレーチング）の変更や、それらの敷設延長の変更）、既執行内容に応じて内容変更の手続が必要となる可能性がある。

計画箇所が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者において、手続の可否を確認の上、必要である場合は事前に手続を実施すること。

2）国立公園内行為許可・届出等

国立公園事業未執行区間での歩道の補修等については、自然公園法に基づく工作物の新築等の行為許可又は届出等の手続きが事前に必要となる。手続の可否や方法等について、計画者から環境省の管轄の事務所に相談すること。

3) 土地所有者関係手続き（入林申請等）

国有林や道有林に立ち入る場合、環境調査などの各種調査、測量、イベント開催、取材等を目的とする場合は入林申請や入林届を行う必要があることから、維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し、入林申請を行う必要がある。

また、申請又は届出箇所において市町村が、貸付・協定等により歩道整備を実施している場合は、借受者である市町村との調整も併せて必要となる。

＜国有林＞ 上川中部森林管理署 上川南部森林管理署 十勝西部森林管理署東大雪支署 ＜道有林＞ 上川総合振興局南部森林室
--

4) 保安林関係手続き（作業行為等）

保安林においては、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する場合には、都道府県知事（国有林である場合には管轄森林管理署長の同意も必要）の許可が必要であることから、歩道等維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し、許可申請を行う必要がある。

上川総合振興局林務課 十勝総合振興局林務課 （国有林の場合） 上川中部森林管理署 上川南部森林管理署 十勝西部森林管理署東大雪支署
--

5) 文化財保護法に関する手続き

大雪山は、文化財保護法に基づき、特別天然記念物に指定されており、現状を変更する場合は許可が必要。各市町の教育委員会に相談すること。

（3）作業の実施

上記（2）の手続きが終了した後、作業を実施する。実施にあたっては、下記5.の留意項を参照すること。

（4）作業結果の報告

作業実施後、計画者はその実施結果を取りまとめて事務局へ報告する。報告は写真及び文章で様式（別紙3）にとりまとめる他、動画等による提出も可とする。また、行政機関等の発注業務として実施された場合は、当該業務の報告書をもって実施結果の報告として差し支えない。

事務局は、提出された作業報告をウェブサイト「大雪山国立公園登山道登山道維持管

理データベース」に掲載する。

（５）登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の共有、検討

毎年冬頃を開催する登山道維持管理部会において、当年のシーズン中に実施した作業結果を共有し、各事例の振り返りや課題の共有、を行う。

また、当年度の①事前検討案件等、重点的に振り返りや課題の検討を行うべき案件については、登山道補修技術検討会を開催して集中的に議論するものとする。

４．歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示

管理水準、技術指針、本マニュアル資料３等に従い、実施の場所及び内容を検討する。別紙様式による案件登録は必要ないが、実施結果は事務局に提出すること。

その他、３の（２）関係法令等に基づく手続き～３の（５）登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の共有、検討に同じ。

５．作業実施にあたっての留意事項

（１）動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールの順守

作業実施中の他、登山口から作業実施場所への間の移動についても、一般登山者と同様、大雪山国立公園管理運営計画書（令和６年４月）に基づく、マナーやルートを順守すること。

高山植物の保護、着床促進のため、歩道以外の場所に立ち入り、高山植物を損傷することが無いように注意すること。

ストックを使用する場合は、石突きにキャップをすること。

火山性堆積物により登山道の固定化の遅れている急傾斜箇所（十勝岳中腹、旭岳など）では極力九十九折りに歩くこと。

黄色（赤色）の目印の石などを動かしてしまった場合は、元の位置または適切な位置に戻すこと。

転倒の原因になりそうな浮き石や小枝はどうか固定すること。

携帯トイレを持ち歩くこと。

ゴミを見つけたら持ち帰ること。

（２）安全管理

作業の実施にあたっては、実施や中止の判断の基準を作成する、緊急連絡用の通信手段を用意する、緊急連絡網を作成する、救急薬品を持参する等、安全対策として取り組む事項を明らかにすること。

作業参加者の体力や力量に応じた作業内容とすること。また、作業実施内容に合った、安全対策装備品を検討し、参加者に周知すること。

作業実施時のリーダーを決めて、参加者に対して適切な作業指示を行うとともに、参加者の体調管理を含め、安全管理に努めること。

作業中に怪我が生じた場合、補修や維持管理作業の参加者に保険が適用されるように

配慮すること。

(3) 作業中の利用者への配慮

作業を実施する場合には、一般の歩道利用者の利用上支障がないように配慮すること。作業の実施を理由として歩道を通行止めにすることはできないものとし、実施上どうしてもやむを得ない場合は、土地所有者や国立公園事業執行者との事前調整、一般利用者に対する事前周知を適切に実施しなければならないこととする。

別紙 1 作業計画案件の登録様式

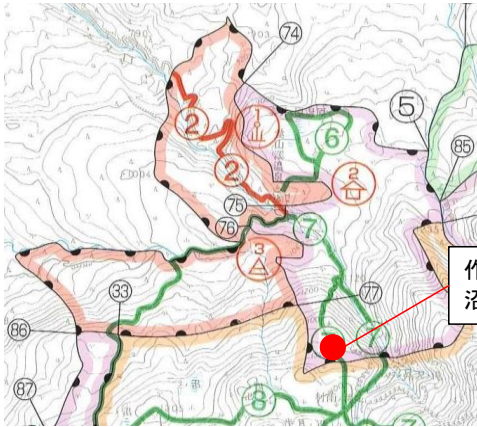
歩道の維持管理作業(補修等)作業計画案件登録様式

計画者名	作業計画箇所	課題	作業内容の方向性	作業日程(予定)	
〇〇〇〇〇	沼ノ平 六ノ沼～当麻乗越	歩道上流水による侵食の進行、歩道法面の崩れ	歩道法面の補強、導流工設置	8月上旬	(例)

(注)

本様式によらなくてもよいが、メール等で作業計画箇所、課題、作業内容の方向性、作業日程(予定)を事務局にお知らせください。
適宜、写真や図等を添付していただいても構いません。

別紙2 事前検討案件の作業計画書様式（記載例）

大雪山国立公園 歩道維持管理作業 実施計画書				○年○月○日版 バージョン ○	
No. 1					
計画者	環境省 北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所				
担当者	氏名	○○ ○○	電子メール	XXXXX.XXX@env.go.jp	
			電話番号	01658-2-2574	
対象箇所	上川郡上川町愛山溪地区（自治体名、地区名） 愛山溪沼ノ平姿見の池線歩道（歩道の名称や通称等）				
登山道 管理水準	保全対策ランク	A・B・ C ・D	利用体験ランク （大雪山グレード）	1・ 2 ・3・4・5	
作業の 目的	歩道が水流により浸食したり、水がたまったり、ぬかるんでいる箇所があり、そこを登山者が避けて歩くために登山道が拡幅しているため、階段段差処理工、道流工、法面保護など水の流れを変えたり、人が歩きやすい道作りをする。				
利用する工 法	分散排水工	床止工	土留工	マルチング工	
	路面処理工	段差処理工	植生基盤工	その他（ ）	
作業予定日 時又は期間	平成○年○月○日（○）8:30～17:30 平成○年○月×日～△日 等実態に応じ て記載		参加予定人数	30人	
			参加者内訳	参加者の一般公募 ●： 実施する ○： 実施しない	
安全対策 （保険の適用、 連絡網の整備 等）	○一般ボランティアには保険を適用 ○緊急時連絡体制作成				
主な資材とそ の調達（予 定）	資材	数量	調達方法		
	丸太（180cm）	45	現地採取／ 搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
	かすがい	30	現地採取／ 搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
	自然石		現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
			現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
道具の貸し出し 希望 （自然保護官事 務所・森林管理 署）	物品	数量	希望先	貸出予定日時	返却予定日時
	背負子	5	上川自然保護官事務所	平成○年○月○日10:00	平成○年○月○日10:00
	携帯トイレブース	1	○○森林事務所	平成○年○月○日10:00	平成○年○月○日10:00
位置図（地形図、国立公園の公園計画図、国有林又は道有林の施業計画図など）					
 作業場所： 沼ノ平姿見線道路（歩道）					
事務局記入欄					
国立公園	保護規制計画：	第1種特別地域			
	利用施設計画：	愛山溪沼の平姿見の池線道路（歩道）事業			
	事業執行者：	環境省	担当部署：	上川自然保護官事務所	
土地所有	国有林・ 道有林 ・その他（ ）	担当部署：	上川総合振興局南部森林室		
天然記念物	該当あり・ 該当なし	担当部署：			
備考					

施工方法

1班 作業イメージ

人



2班 作業イメージ



9

施工方法



必要に応じて、
ページを追加する。



10

別紙 3 作業結果の報告様式
報告様式①

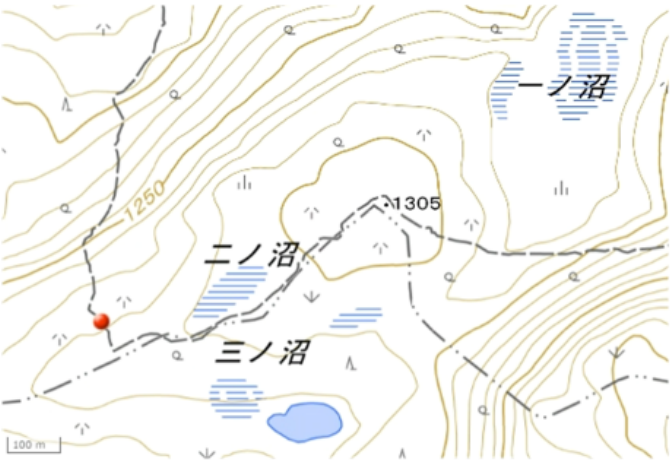
歩道維持管理作業 実施結果			作成: 令和 年 月 日 NO. 1
計画者			
担当者	氏名	電子メール	
		電話番号	
作業期間又は日時			天候:
参加者	合計	人	
施工内容			
実施結果: ※施工前・施工後の比較写真を掲載し、文章や図で解説する。計画との差異等があれば、説明する。 ※計画時のねらいや目標が達成されたか、今後必要な対応は何かなども含めて、記載する。			
記録担当者			

大雪山国立公園 登山道補修記録

路線名	松仙園線道路（歩道）	担当者	
路線番号	8	作業日	2024年 月 日
区間		記録日	2024年 月 日
登山道管理水準		記録者	
保全対策ランク	－	大雪山グレード	4

目的
木道の設置
ぬかるみ対策のため、木道を1基設置（1.8m）

浸食原因	荒廃タイプ	工法分類	使用材料
流水等 ☐ 大雨 ☐ 雪解け水 ☒ 雨水（雨滴） 凍結融解現象等 ☐ 凍結融解（霜柱） ☐ 雪圧 ☐ 強風 登山者の踏圧等 ☐ 登山者 ☐ 既存施設の影響 ☐ その他 （ ）	☒ ぬかるみ化 ☐ 水路化 ☐ ガリー化 ☐ 拡幅、複線化 ☐ 木道等 ☐ トラバース箇所 ☐ ヤブ化、倒木 ☐ 根系露出 ☐ その他 （ ）	☐ 分散排水工法 ☐ 床止め工法 ☐ 土留め工法 ☐ マルチング工法 ☒ 路面処理工法 ☐ 段差処理工法 ☐ 植生基盤工法 ☐ 倒木処理 ☐ 刈り払い ☐ その他 （ ）	木材（角材／丸太） かすがい

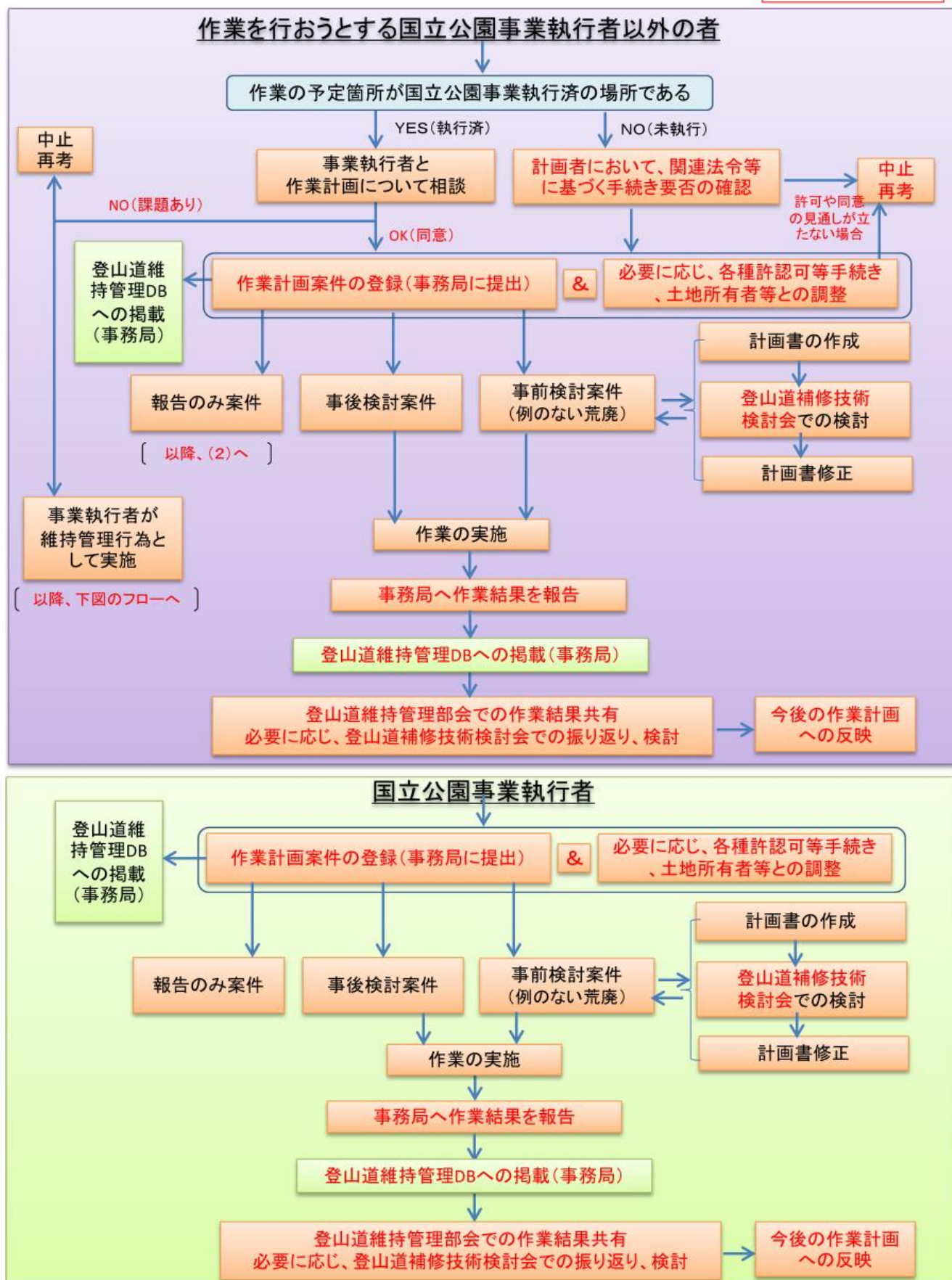
位置図	概要写真
	<補修前> <補修後>

GPS位置	
N 43.625022	E 142.919747°

2 ページ目以降改修内容を記載

(1) 歩道の維持管理作業(補修等)の場合の実施手順

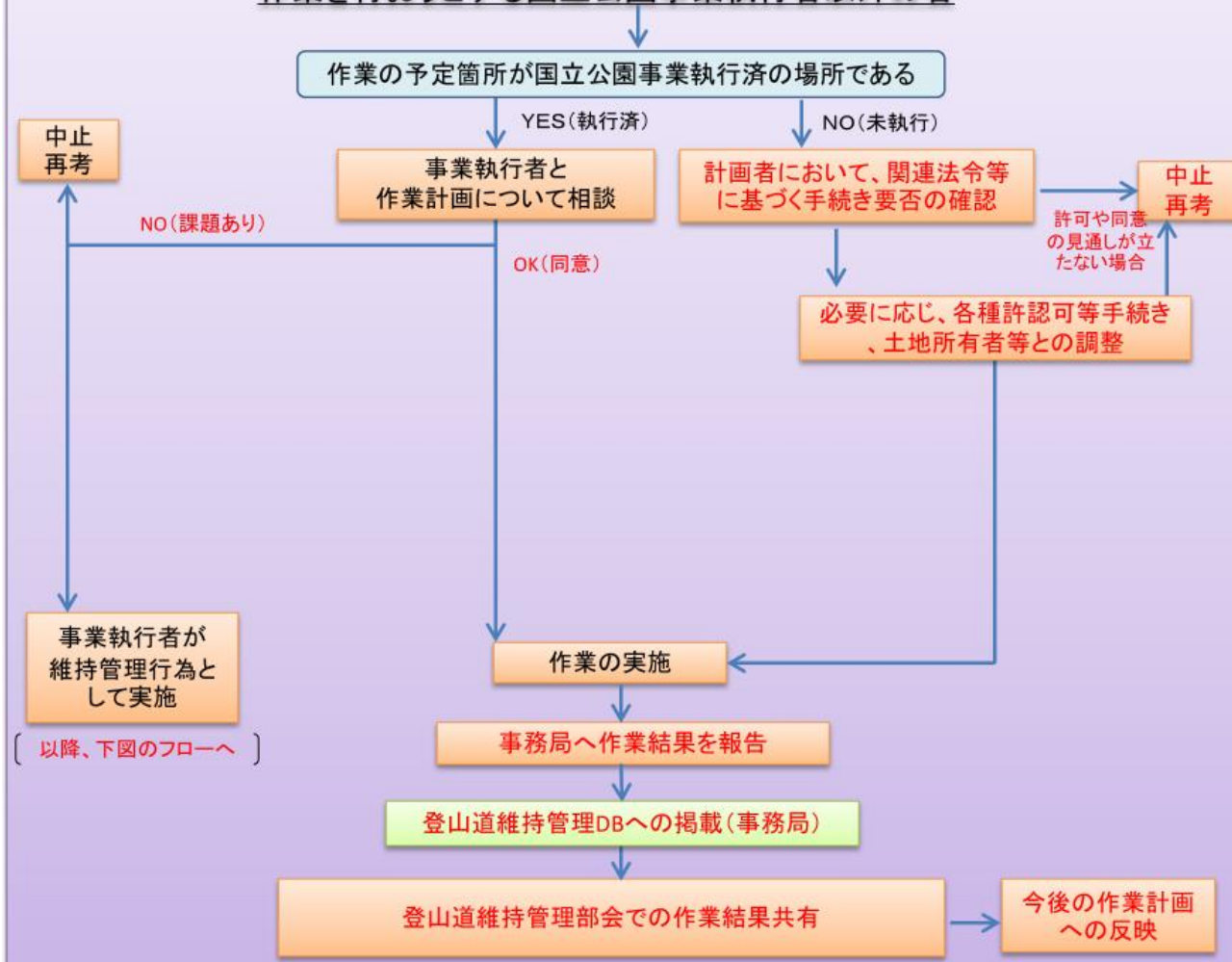
令和7年1月修正案



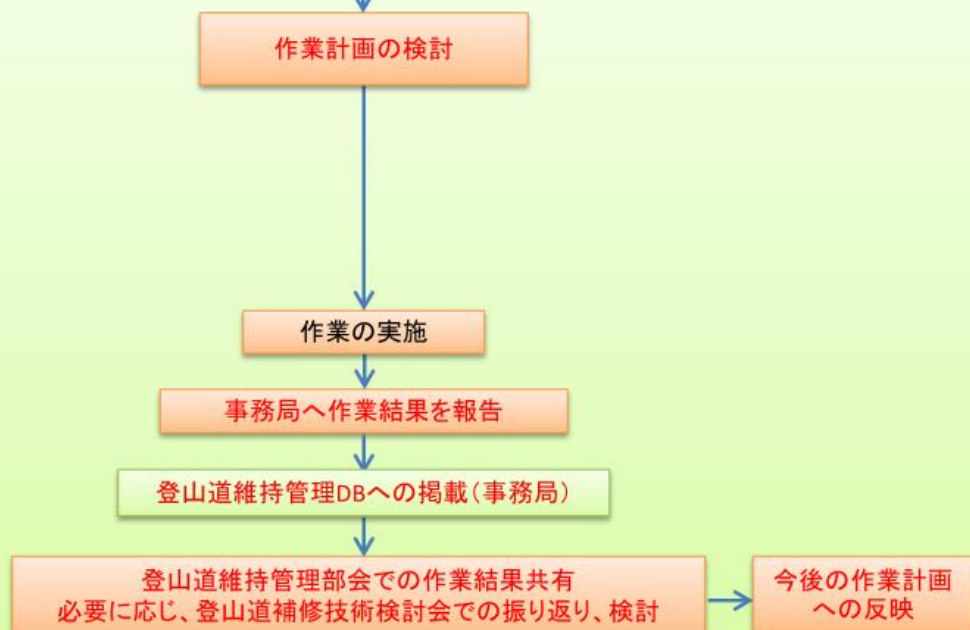
(2) 歩道の維持管理作業(刈り払い等)、看板類の補修、歩道の表示の場合の実施手順

令和7年1月修正案

作業を行おうとする国立公園事業執行者以外の者



国立公園事業執行者



【資料２】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）

工法	材料	
	（現地調達）	（持込み）
分散排水工法		
遮蔽型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品、ジオグリッド
越流型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品
溝切型排水工	石材、倒木	木材、半割ＶＰ管
暗渠型排水工	細枝、ササ	粗朶、ヤシ製品
床止工法		
石組床止工	石材	—
木柵床止工	倒木	木材
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
樹枝床止工	樹枝、ササ、石材	土嚢
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット
土留工法		
石積工	石材	—
木柵土留工	倒木	木材
連柴柵工	樹枝、ササ	粗朶、杭、番線
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
マルチング工法		
植生ネット工（黄麻製）	—	黄麻製植生ネット、固定ピン
植生ネット工（ヤシ製）	—	ヤシ製植生ネット、固定ピン
置石工	石材	植生ネット
路面処理工		
木道工	—	木材、固定ピン
メッシュウオーク工	—	木材、金属メッシュ、固定ピン
飛木道工	—	角材、カズガイ
飛び石工	石材	—
路肩保護工	倒木	木材、粗朶、ササ、杭
石充填工	石材	—
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
立体ジオセル工	—	ジオセル
段差処理工		

木柵土留工	倒木	木材
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ステップ工	石材、倒木	木材、ヤシ繊維
植生基盤工		
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
刈り払い(ササ、ハイマツ)	—	—
マーキング	—	—
ロープ張り	—	ロープ

【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方

1. 仕様

(1) 誘導標識

1) 構造

多くの情報量が表示でき、人力運搬の低減が図れる標柱タイプとする。ただし、矢羽根タイプを使用しなければ特にわかりにくく利用上の支障が生じる箇所（大雪高原温泉の沼めぐりコース入口を想定）については、矢羽根タイプを用いる。

規模は、縦 180mm×横 180mm×高さ 1,500mm 程度とする。

表示板の材質は、アルミ複合版に CG 印刷シートを貼る方法を採用する。ただし、風が強く、飛ばされた砂によって表示板が削られる箇所では、表示板の劣化対策が必要と考えられることから、アルミ板に高硬度印刷を施した方法を採用する（当麻乗越を想定）。

利用者が、早朝や夕方の薄暗い時間帯でも確認し易いように、反射テープを標柱の上部に設置することが望ましい。

誘導標識本体には、木材を使用する。木材には防腐処理を行う。

2) 表示方法

地点名は枠で囲う。

各地点において、表示板名に行き先（名称）を複数記載する場合は、視認できる文字の大きさとする。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

詳細は、別紙 1 のとおり。

標識地点からの向かう方向に矢印および大雪山グレード（利用体験ランク）のピクトを入れる。行き先表示した地点に向かう途中でグレードが高くなる場合は、地点名の下にピクトを入れる。

(2) 案内板

1) 構造

表示盤面の大きさは、必要な表示内容についてレイアウトを実施し、1.80m×0.90m程度とする。

表示盤面の設置高さは、視認しやすいように、表示盤面の中央で約 1.5m程度とする。

案内板本体には木材を使用する。

案内板に使用する木材には防腐処理を行い、腐朽しやすい支柱の地際部には銅版巻きを設置する。

2) 表示内容

トイレ、避難小屋、野営指定地、キャンプ場、大雪山グレード（利用体験ランク）については、ピクト表示を行う。

案内板の表示内容例は別紙 2、ピクト表示の例は別紙 3 のとおり。

登山する方への注意事項、登山のルールとマナーを表示する。登山のルールとマナーは、各地の実情に応じて記載内容を充実させる。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

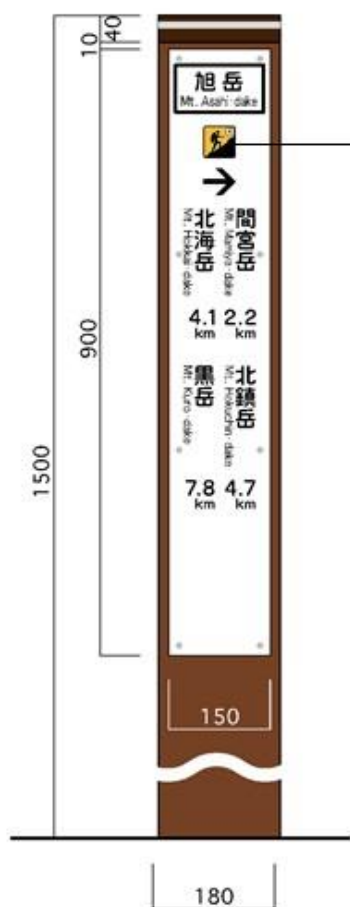
「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の案内図標識の項を基本とし、インフォメーションマーク、表題、主地図（特定のエリア）、副地図（広域図）、凡例、設置者表示を付ける。

（３）注意標識

利用者の安全確保のため、緊急的に設置する簡易な構造のもの（耐久年数が 2 ～ 3 年程度と思われるもの）については、構造は支柱と長方形の板面からなるものとし、素材は木材を基本とする。板面の記載はこげ茶色に白文字とし、特に注意喚起のため必要な場合は、適宜効果が高い配色、配字を選択する。

「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の「4 注意標識」を基本とし、茶色、白色及び黒色を使用するなど、大雪山国立公園管理運営計画書（令和 6 年 4 月、北海道地方環境事務所）7（1）1）（42,43 ページ）に記載の範囲内とする。

別紙1 誘導標識の表示方法



グレード	ピクトグラム
グレード5	
グレード4	
グレード3	
グレード2	
グレード1	

1-14
廻明水

1 図表示 (2000シート貼り・アルミ製看板)
スパイラル杭設置



1-14-1
永山岳

1 図表示 (2000シート貼り・アルミ製看板)
スパイラル杭設置



1-15
安足間岳分岐

4 図表示 (高規格道路 (Nゲージ) 対応) 7x14 版)
スパイラル杭設置



1-17
北嶺分岐

2 図表示 (高規格道路 (Nゲージ) 対応) 7x14 版)
スパイラル杭設置



別紙2 案内板の表示内容



標準的な例

1800 x 900



1800 x 900

登山のルールやマナーの記載内容を充実させた例

別紙3 ピクト表示の例



山小屋
Mountain Lodge



避難小屋
Shelter Hut



キャンプ指定地
Campground



ビジターセンター
Visitor Center



トイレ
Toilets



携帯トイレブース
Toilet Booth for using Plastic Bag

【資料４】国立公園事業執行者一覧

○表大雪地域

番号	名称	事業執行者	事業執行の位置又は区間
1	原始ヶ原線	未執行	未執行
2	層雲峡ニセイカウシュッペ山線	未執行	未執行
3	層雲峡勇駒別線	北海道	起点－層雲峡集団施設地区 終点－黒岳 7 合目 終点－間宮岳 終点－勇駒別集団施設地区
		りんゆう観光	起点：黒岳リフト降り場（黒岳七合目） 終点：黒岳見晴らし台
		環境省	起点－中岳・歩道分岐点 終点－間宮岳 案内図標識：黒岳 7 合目登山口 勇駒別登山口
4	層雲峡銀河流星ノ滝線	未執行	未執行
5	紅葉谷線	上川町	起点－層雲峡集団施設地区 終点－紅葉谷
6	雲井ヶ原線	未執行	未執行
7	愛山溪北鎮岳線	北海道	起点－愛山溪 終点－北鎮岳層雲峡勇駒別線歩道合流点
		環境省	起点－三十三曲・歩道分岐点 終点－沼ノ平・歩道分岐点 案内図標識：愛山溪登山口
8	松仙園線	環境省	起点－松仙園登山口 終点－八島・歩道分岐点
9	沼ノ平姿見の池線	北海道	起点－沼ノ平・歩道分岐点 終点－姿見の池・歩道分岐点
		環境省	起点－沼ノ平・歩道分岐点 終点－姿見の池・歩道分岐点
10	当麻岳線	未執行	未執行
11	中岳裾合平線	北海道	起点－中岳南・歩道分岐点 終点－裾合平・歩道分岐点
		環境省	起点－中岳南・歩道分岐点 終点－中岳温泉上
12	大雪山縦走線	北海道	起点－北海岳・歩道分岐点 終点－白雲岳避難小屋

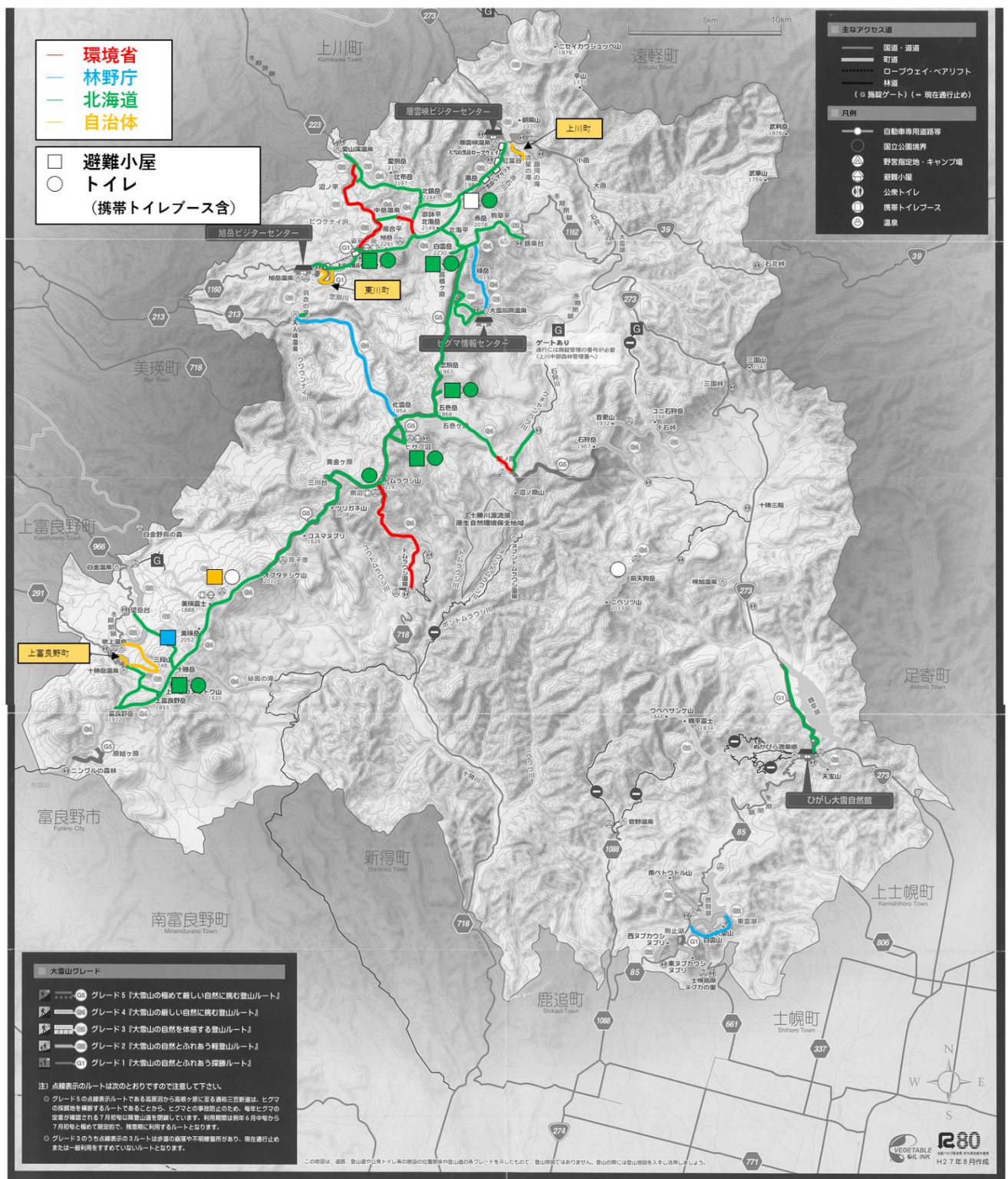
			起点－高根ヶ原・歩道分岐点 終点－富良野岳山頂
		環境省	起点－白雲岳避難小屋 終点－高根ヶ原・歩道分岐点 案内図標識：布礼別登山口
13	銀泉台白雲岳線	北海道	起点－白雲岳 終点－銀泉台
		環境省	案内図標識：銀泉台登山口
14	高原温泉小泉岳線	林野庁	起点－高原温泉 終点－小泉岳・歩道合流点
		環境省	案内図標識：高原温泉登山口
15	高原温泉高根ヶ原線	北海道	起点－高原温泉 終点－高根ヶ原歩道合流点 終点－空沼
16	三国沢ユニ石狩岳線	未執行	未執行
17	ヤンベタツ五色岳線	北海道	起点－クチャンベツ沼ノ原登山口 終点－沼ノ原・歩道分岐点 起点－沼ノ原大沼 終点－五色岳
		環境省	起点－沼ノ原・歩道分岐点 終点－沼ノ原大沼 案内図標識：クチャンベツ沼ノ原登山口
18	勇駒別周回線	東川町	起点－勇駒別集団施設地区 終点－勇駒別集団施設地区
19	天人峡勇駒別線	北海道	
		環境省	案内図標識：天人峡登山口
20	羽衣敷島の滝線	北海道	遊歩道：天人峡温泉（羽衣橋）
21	天人峡化雲岳線	林野庁	起点－天人峡温泉 終点－化雲岳・歩道合流点
		環境省	案内図標識：天人峡登山口
22	美瑛富士線	未執行	未執行
23	白金温泉十勝岳線	北海道	起点－白金温泉 終点－十勝岳・歩道合流点
		環境省	案内図標識：望岳台登山口
24	望岳台十勝岳温泉線	未執行	未執行
25	美瑛岳線	未執行	未執行
26	三段山線	上富良野町	起点－吹上温泉・歩道分岐点

			終点ー十勝岳温泉・歩道合流点
27	富良野岳上ホロカメットク山線	北海道	起点ー十勝岳温泉 終点ー富良野岳・歩道合流点 終点ー上ホロカメットク山・歩道合流点
		環境省	案内図標識：十勝岳温泉登山口

○東大雪地域

番号	名称	事業執行者	事業執行の位置又は区間
28	十勝三股ニペソツ山線	未執行	—
29	石狩連峰縦走線	未執行	—
30	糠平ウペペサンケ山線	未執行	—
31	糠平天宝山線	未執行	—
32	然別峡ウペペサンケ山線	未執行	—
33	南ペウトル山線	未執行	—
34	天望山周回線	十勝西部森林 管理署東大雪 支署	起点—白雲橋 終点—然別湖南岸
		環境省	案内図標識：国有林 127 い林小班
35	駒止湖東ヌプカウシヌプリ線	未執行	—
36	西ヌプカウシヌプリ	未執行	—
37	トムラウシ山線	環境省	起点—トムラウシ温泉口 終点—南沼・歩道分岐点
38	トムラウシ温泉周回線	未執行	—
39	曙橋十勝岳線	未執行	—
40	曙橋沼ノ原線	未執行	—
41	北海道自然歩道線	北海道	起点—糠平 終点—メトセツ

【資料5】 国立公園事業執行状況図 ※情報更新前



大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル
(案)

目次

1. 背景と目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等.....	1
3. 歩道の維持管理作業（補修等）.....	2
(1) 作業計画作成、案件登録.....	2
1) 作業計画の検討、立案.....	2
2) 作業計画案件の登録.....	2
3) 案件のスクリーニング.....	3232
(2) 関係法令等に基づく手続き.....	4343
1) 国立公園事業執行内容変更.....	5353
2) 国立公園内行為許可・届出等.....	5353
3) 土地所有者関係手続き（入林申請等）.....	5454
4) 保安林関係手続き（作業行為等）.....	5454
5) 文化財保護法に関する手続き.....	6464
(3) 作業の実施.....	6464
(4) 作業結果の報告.....	6464
(5) 登山道維持管理委員会、登山道補修技術検討会における作業結果の共有、検討.....	6565
5. 作業実施にあたっての留意事項.....	8585
(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールへの順守.....	8585
(2) 安全管理.....	8585
(3) 作業中の利用者への配慮.....	9696
別紙1 作業計画案件の登録様式.....	137137
別紙2 事前検討案件の作業計画書様式.....	148148
別紙3 作業結果の報告様式.....	171171
【資料1】歩道等維持管理作業実施手順フロー図.....	21142114
【資料2】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）.....	26162727
【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方.....	28182929
【資料4】国立公園事業執行者一覧.....	37233823
【資料5】国立公園事業執行状況図.....	41274242
1. 背景と目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等.....	1
3. 歩道の維持管理作業（補修等）.....	2

1. 背景と目的

(1) 背景

大雪山国立公園の登山道は火山噴出物を基盤とするもろい地質の上にあるため、踏圧や雪解け水による登山道の浸食、ぬかるみを避けて登山道以外を歩くことによる植生劣化が課題となっている。

登山道の総延長は約 300km もあり、登山道の管理者（国立公園の歩道事業執行者）や行政だけでは、この課題に対応することが困難にある。

そのため、地域の関係者や利用者を含め多様な主体により課題を解決する必要がある。

(2) 目的

国立公園事業執行者の他、地域の関係者（地元山岳会、観光協会、協議会等ボランティアを行う有志団体※）も含め、歩道の補修等維持管理作業を実施する場合の実施手順を明確にすることにより、維持管理作業の技術的な品質を確保すること、歩道の維持管理作業に関する情報を関係者で共有することを目的とする。

これにより、今まで以上に、歩道の補修等維持管理作業が促進されることを期待する。

※NPO、任意団体、個人の集まり等多様な形態が考えられる。また、作業において、参加者を一般に公募することも可能。

2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等

本マニュアルは、大雪山国立公園の公園計画に事業歩道として位置付けのある登山道（以下「歩道」という。）において実施される、次の事項を対象とする。

(1) 歩道の維持管理作業（補修等）

荒廃した歩道を「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016 年改訂版」（以下「技術指針」という。代表的な施工方法は資料 2 のとおり。）に例示された工法により補修するもの。

補修等に当たっては、①大雪山に残る原始的自然の雰囲気を変えないように自然景観に馴染む工法で登山道の侵食を止める、②生態系や植生を回復させる、③登山者の心理を予測した導線や歩きやすさにも考慮する。また、歩道を補修したことにより、登山者の事故や怪我を誘発する場合があるため、その技術水準の向上に努める必要がある。

(2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示

1) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）

歩行路の確保、道迷い対策としてササを刈り払うこと等、計画者の持つ技術が異なっている場合でも施工結果に差が生じにくく、また、自然環境保全上の問題や安全上の問題が生じにくいと考えられる作業。なお、技術指針に知見が蓄積され、多くの計画者の技術が向上することにより、将来的には対象となる内容が増えるものと考えられる。

2) 看板類の補修

資料 3（誘導標識や案内板の整備の考え方）に示された、看板類の構造や表示方法を維

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1 字
、左 0 字、最初の行：-1 字

書式変更：インデント：左 1 字

コメントの追加 [A1]: 従来の内容から、看板類の「設置」を削除（←設置については公園法の許可が原則不要と整理することが困難。また、維持管理作業の範囲を超える場合も多いと思われることから）

書式変更：インデント：左 0 字、最初の行：0 字

書式変更：インデント：左 2 字

書式変更：インデント：左 0 字、最初の行：0 字

持するための作業。

3) 歩道の表示

道迷いや歩道以外への踏み出しを防止するため、ペンキ等でマーキングをするもの。
ペンキ等による登山道の目印の塗布は、これまで当該登山道で実施されてきた方法を十分踏まえて次の通り行う。

- ・黄色とし、10cm程度の帯状とし、必要に応じて矢印を付ける。
- ・塗布は最小限とする。
- ・立ち入りの禁止を示す場合は、赤色（黄色も可）で×とする。
- ・塗布の対象は原則岩石とする。

原則として、国立公園事業執行者への確認又は行為許可・届出等手続きが必要となる。

3. (2) 1) 及び2) を参照。

詳細は別紙1「大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルの運用について」を参照。

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 左 0 字

書式変更: インデント: 左 2 字

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 左: 1 字, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

3. 歩道の維持管理作業（補修等）

3-1. 国立公園事業執行者以外の者が行う場合の実施手順

国立公園事業執行者以外の者が大雪山国立公園において歩道の補修や維持管理作業等をボランティアにより行うためには、次の手順を踏む必要がある。

(1) 作業計画作成、案件の登録から作業の実施まで

1) 作業計画の検討、立案歩道等に関する現状と課題の確認

「大雪山国立公園登山道管理水準 2015 年改定版」(以下「管理水準技術指針」という。)では、大雪山国立公園内の歩道ごとに4段階の保全対策ランクを定め、保全上の課題が中程度、大程度、極めて大きい区間に分類している。

また、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会(以下単に「登山道維持管理部会」という。)事務局(以下単に「事務局」という。)が、大雪山国立公園の歩道等の荒廃箇所等について、分かりやすくとりまとめた資料「歩道等に関する現状と課題」を作成し、ウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース補修情報」を(大雪山国立公園連絡協議会のホームページ内に設けたサイトで、本取組に関する情報の蓄積及び発信を進めている行うもの。)で公表する。

歩道等維持管理作業を行おうとする者(以下「計画者」という。)は、技術指針に加えてこれらの資料を参照し、また当該歩道が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者に対して、未執行の場所である場合は土地所有者に対して十分に事前相談を行いつつて、補修や維持管理作業を実施したいと考える場所や内容を検討し作業計画を立案すること。

書式変更: 標準

コメントの追加 [A2]: 本資料は作成されていない

2) 作業計画案件の登録

歩道等維持管理作業を行おうとする者(以下「計画者」という。)は、作業実施前事前に、別紙1-2の案件登録様式(場所、課題、施工の方向性)を作成に記入し、事務局に提出送付する。

事務局は、登録された情報をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース補修情報」に掲載することで、登山道維持管理部会構成員等へ情報共有する。

なお、非常災害の応急措置（豪雨等の災害を原因とし早急に簡易な修繕をしなければ登山者に危険が及ぶような事案）等への対応については案件登録の提出有無に関わらず実施して差し支えない。その場合も、実施について速やかに事務局まで報告するものとする。

なお、作業計画案件は、国立公園の公園計画に掲げられた歩道を対象とする。
可能な限り、補修や維持管理の内容について、専門家の助言を得ることが望ましい。

書式変更：1 行の文字数を指定時に右のインデント幅を自動調整しない

3) 案件のスクリーニング

事務局は、提出登録された作業計画案件について、下記の①～事前検討案件、②事後検討案件、③報告のみの案件のいずれに該当するかを定めるか判断し、計画者に伝える。それぞれ、次の手順に従い、現地での補修等の作業の実施へ至るものとする。

① 事前検討案件

＜対象＞

○これまでに対応事例のない荒廃や崩落の補修等（年間想定件数：1～2件未満程度）

＜手順＞

○事務局から計画者に対して、作業計画書の作成を依頼する（別紙3）。

○計画者は事務局からの依頼に基づき作業計画書（別紙2）を作成して事務局に提出する。

○事務局は登山道維持管理部会の「登山道補修技術検討会指針運用・活用ワーキンググループ」（※）のメンバーにおいて当該案件の検討を行い、当該作業計画書に対する意見をまとめ、計画者に伝達する照会して、意見を聞く。

○事務局は提出された意見を取りまとめ、歩道等維持管理作業を行おうとする者に提供する。

○計画歩道等維持管理作業を行おうとする者はこれら意見への対応を検討して、その結果（作業計画を修正する場合は修正した作業計画を含む。）を事務局に回答するに伝える。

書式変更：インデント：左 3 字, 最初の行：0 字

○事務局は、これらの結果をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース補修情報」へ掲載で公表する。

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1 字, 左 2 字, 最初の行：-1 字

※登山道技術指針運用・活用ワーキンググループ

- ・作業計画案に対して、自然環境の保全、登山体験の質の維持、登山道機能の維持創出等の観点から、作業計画について意見を言うことで「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」の運用や活用を図るワーキンググループ。
- ・登山道維持管理部会の中から専門的知見を有する希望者が参加する。

② 事後検討案件

＜対象＞

○技術指針に基づき、施工の適切性を判断できる補修等案件（年間想定件数：20件程度）
＜手順＞

○事務局が実施場所、課題、施工の方向性を確認し、事前に自然環境保全上留意した方がよい場所等がある場合、不可逆な事例が生じないかとの観点から、登録様式からわかる情報のみをもとに、必要な案件のみについて、計画者に対して、コメントを伝える。

③ 報告のみ案件

＜対象＞

○事務局に対して、案件の登録があったものの、その内容からみてを検討した結果、本来は、「2（2）歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示」に該当すると判断される案件であることが判明した案件。

＜手順＞

○事務局から計画者に対して、「2（2）歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示」に該当する案件である旨を伝える。

書式変更：インデント：最初の行：2字

4-1）事業執行者との調整

作業計画の対象とする箇所が、国立公園の歩道事業として執行済みの場合、当該事業執行者と相談をする（→国立公園事業の仕組みは資料4、歩道事業執行者一覧は資料5参照）。

事業執行者は、国立公園事業の管理上問題がないか等の観点から、作業計画について了解するか、必要な修正を求めて了解するか、了解しないかを判断する。歩道等維持管理作業を行おうとする者はその判断に従うものとする。

歩道等維持管理作業を行おうとする者は、了解を得た場合には、下記（2）の手続きへ進む。

また、事業執行者自身が、歩道等維持管理作業を行おうとする者から相談を受けた作業計画を、自らの責任において、維持管理行為として実施したいという場合は、これ以降、事業執行者が責任をもって実施する。

4-2）事業執行者不在（未執行）場合

歩道等維持管理作業を行おうとする者が、自ら、歩道を国立公園事業として執行して維持管理を行うことを希望する場合も考えられる。この場合は、環境省と相談して国立公園事業執行の手続きをとり、その後は、国立公園事業者として維持管理行為を行う（稀なケース）。

それ以外の場合は、下記（2）の手続きへ進む。

（2）関係法令等に基づく手続き

歩道の維持管理作業の実施にあたっては、その実施箇所や内容に応じ、自然公園法に基づく国立公園事業執行内容変更あるいは行為許可・届出等、文化財保護法に基づく天然記念物現状変更許可、保安林内作業許可、入林許可等の手続きが事前に必要となる。申請の種類によっては1ヶ月又はそれを超える標準処理期間が設けられており、計画者は作業着手前に全ての手続きを確実に完了するよう、余裕をもって準備、対応すること。

書式変更：標準、インデント：左：0mm、ぶら下げ
インデント：2字、最初の行：-2字

1) 国立公園事業執行内容変更

国立公園事業として執行されている歩道については、執行内容や規模を変更しない維持管理作業については一般的に手続不要であるが、執行内容や規模に変更が生じる場合（例：施設の種類（木道やグレーチング）の変更や、それらの敷設延長の変更）、既執行内容に応じて内容変更の手続が必要となる可能性がある。

計画箇所が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者において、手続の要否を確認の上、必要である場合は事前に手続を実施すること。

書式変更：インデント：左 2 字，最初の行：1 字

2-1) 国立公園内行為許可・届出等手続き

国立公園事業未執行区間での歩道等維持管理作業を行おうとする者が行う歩道の補修等や維持管理作業については、自然公園法に基づく工作物の新築等の行為許可又は届出等の手続きが事前に必要となる。手続の要否や方法等について、計画者からなお、作業の内容によっては、自然公園法で規制されていない行為（看板を元に色に塗り直す、ロープのゆるみを手直しする、はみ出した杭を打ち直す等）に該当する場合や、自然公園法施行規則第 12 条又は第 13 条に該当して不要許可行為となる場合がある。環境省の管轄の事務所に相談をすること。

書式変更：インデント：左 0 字

3-2) 土地所有者関係手続き（入林申請等）

国有林や道有林に立ち入る場合、環境調査などの各種調査、測量、イベント開催、取材等を目的とする場合は入林申請や入林届を行う必要があることから、歩道等維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し、入林申請を行う必要がある。

また、申請又は届出箇所において市町村が、貸付・協定等により歩道整備を実施している場合は、借受者である市町村との調整も併せて必要となる。

＜国有林＞
上川中部森林管理署
上川南部森林管理署
十勝西部森林管理署東大雪支署
＜道有林＞
上川総合振興局南部森林室

4-3) 保安林関係手続き（作業行為等）

保安林においては、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する場合には、都道府県知事（国有林である場合には管轄森林管理署長の同意も必要）の許可が必要であることから、歩道等維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し、許可申請を行う必要がある。

上川総合振興局林務課
十勝総合振興局林務課
(国有林の場合)
上川中部森林管理署
上川南部森林管理署
十勝西部森林管理署東大雪支署

5-4) 文化財保護法に関する手続き

大雪山は、文化財保護法に基づき、特別天然記念物に指定されており、現状を変更する場合は許可が必要。各市町の教育委員会に相談すること。

(3) 作業の実施

上記(2)の手続きが終了した後、作業を実施する。実施にあたっては、下記5.の留意項を参照すること。

(4) 作業結果の記録、報告

~~作業実施後、計画者はその実施結果を取りまとめて事務局へ報告する。事務局職員が、作業実施現場に行き、その結果を確認して、記録を行い、とりまとめる。記録報告は写真及び文章で様式(別紙3-4)にとりまとめる他、動画等による提出も可とする。また~~

~~ただし、作業が行政機関等のが発注する請負業務として実施された場合は、当該計画者が作成する請負業務の報告書を事務局に提出し、これをもって実施結果の報告として差し支えない記録とする。~~

~~作業結果は、事務局はが、提出された作業報告をウェブサイト「大雪山国立公園登山道登山道維持管理データベース補修情報」に掲載する。~~

(5) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の共有、検討

~~毎年冬頃に開催する登山道維持管理部会において、当年のシーズン中に実施した作業結果を共有し、の記録について検討を行う。作業結果の各事例の振り返りや課題の共有、を行う抽出するとともに、次年度に修正すべき点があれば明らかにする。その他、今後の補修作業の参考となる事例についても情報を共有する。~~

~~また、当年度の①事前検討案件等、重点的に振り返りや課題の検討を行うべきの対象とする案件については、登山道補修技術検討会を開催して集中的に議論するものとする。①事前検討案件及び②事後検討案件の作業結果の記録の中から、ワーキンググループの意見も参考にして選定する。~~

~~重点的に検討の対象とする案件については、計画者に実施結果に関する説明を依頼し、その後、参加者から意見を求める。検討の結果は事務局でとりまとめて公表する。~~

~~3-2. 国立公園事業執行者が行う場合の実施手順~~

~~(1) 作業計画案件の登録から作業の実施まで~~

~~3-1 (1) に同じ。ただし、4-1) 事業執行者との調整及び4-2) 事業執行者不在（未執行）場合を除く。~~

~~(2) 関係法令等に基づく手続き~~

~~歩道が国立公園事業として執行されている場合、本マニュアルに規定する補修や維持管理行為は、国立公園事業の維持管理行為となるため、特段の手続きを要しない。~~

~~また、現在、事業執行の同意又は認可は、土地所有関係手続き、保安林関係手続き、文化財関係手続きが実施済みであることが前提となっているため、原則として新たな手続きは要しない。~~

~~なお、なお、土地所有関係手続きについて、道有林においては調査や作業を実施する際には、その行為内容が分かる内容で入林承認申請を行う必要がある。~~

~~また、大雪山国立公園においては、事業執行が行われているにも関わらずその他の手続きが伴っていない区間もあるため、その場合は、個別に各制度の担当と相談をする必要がある（資料3 II 参照）。~~

~~(3) 作業の実施~~

~~3-1 (3) 作業の実施に同じ。~~

~~(4) 実施結果の報告~~

~~3-1 (4) 実施結果の報告に同じ。~~

~~(5) 登山道維持管理部会における作業結果検討~~

~~3-1 (5) 実施結果の報告に同じ。~~

4. 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示

書式変更：標準

4-1. 国立公園事業執行者以外の者が行う場合の実施手順

「大雪山国立公園登山道管理水準 2015 年改定版」、技術指針、本マニュアル資料 3 等に
従い、実施の場所及び内容を検討する。別紙様式による案件登録は従って作業計画を立てる
必要はないが、実施結果については別紙報告書にまとめて、事務局に提出すること。

その他以下、3-1 の 4-1) 事業執行者との調整～3-1 の (4) 実施結果の報告に同
じ。

4-2. 国立公園事業執行者が行う場合の実施手順

書式変更：標準

「大雪山国立公園登山道管理水準 2015 年改定版」や技術指針、本マニュアル資料 2 等に
従い、実施の場所及び内容を検討する。別紙様式に従い、作業計画を立てる必要はないが、実施
結果については別紙報告書にまとめて、事務局に提出する。

以下、3-2 の (2) 関係法令等に基づく手続き～3-2 の (5-4) 登山道維持管理部会、
登山道補修技術検討会における作業結果の共有、検討実施結果の報告に同じ。

5. 作業実施にあたっての留意事項

(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールの順守

作業実施中の他、登山口から作業実施場所への間の移動についても、一般登山者と同
様、大雪山国立公園管理運営計画書（令和 6 平成 19 年 4-6 月）に基づく、マナーやルー
ルを順守すること。

高山植物の保護、着床促進のため、歩道以外の場所に立ち入り、高山植物を損傷するこ
とが無いように注意すること。

ストックスティックを使用する場合は、石突きにキャップをすること。

火山性堆積物により登山道の固定化の遅れている急傾斜箇所（十勝岳中腹、旭岳など）
では極力九十九折りに歩くこと。

黄色（赤色）の目印の石などを動かしてしまった場合は、元の位置または適切な位置に
戻すこと。

転倒の原因になりそうな浮き石や小枝はどうか固定すること。

携帯トイレを持ち歩くこと。

ゴミを見つけたら持ち帰ること。

(2) 安全管理

作業の実施にあたっては、実施や中止の判断の基準を作成する、緊急連絡用の通信手
段を用意する、緊急連絡網を作成する、救急薬品を持参する等、安全対策として取り組む
事項を明らかにすること。

作業参加者の体力や力量に応じた作業内容とすること。また、作業実施内容に合
った、安全対策装備品を検討し、参加者に周知すること。

作業実施時のリーダーを決めて、参加者に対して適切な作業指示を行うとともに、参

加者の体調管理を含め、安全管理に努めること。

作業中に怪我が生じた場合、補修や維持管理作業の参加者に保険が適用されるように配慮すること。

（３）作業中の利用者への配慮

作業を実施する場合には、一般の歩道利用者の利用上支障がないように配慮すること。
なお、補修や維持管理作業の実施することを理由として、歩道を通行止めにする
ことはできないものとし、実施上どうしてもやむを得ない場合は、土地所有者や国立公園事
業執行者との事前調整、一般利用者に対する事前周知を適切に実施しなければならない
こととする。

別紙 1 大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルの運用について

コメントの追加 [A3]: 構成を分かりやすくするため、内容を本編へ統合

1. 本マニュアルの対象となる補修や維持管理作業

(1) 歩道の維持管理作業（補修等）

荒廃した歩道を「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016 年改訂版」（以下「技術指針」という。代表的な施工方法は資料 2 のとおり。）に例示された工法により補修するもの。

コメントの追加 [A4]: 本文 2. (1) へ

ただし、また、補修等の作業を行った箇所を点検、維持管理、原状復旧することや、非常災害の応急措置（豪雨等の災害を原因とし早急に簡易な修繕をしなければ登山者に危険が及ぶような事案）への対応については、本マニュアルの手順によらず、実施することができる。

コメントの追加 [A5]: 応急措置の案件登録不要について、本文 3. (1) 2) へ

また、自然公園法第 10 条第 6 項に基づく同意又は認可事項の変更手続きを行い公共事業として実施するようなものを除く（別途、国立公園事業者が関係者との調整を別途実施する。）。

補修等にあたっては、①大雪山に残る原始的自然の雰囲気を壊さないように自然景観に馴染む工法で登山道の侵食を止める、②生態系や植生を回復させる、③登山者の心理を予測した導線や歩きやすさにも考慮する。また、歩道を補修したことにより、登山者の事故や怪我を誘発する場合があるため、その技術水準の向上に努めることが必要である。

コメントの追加 [A6]: 本文 2. (1) へ

なお、例えば、本道の新規敷設等、技術指針に示した工法であっても、執行された公園事業施設の内容が変更されるような場合は、手続き（未執行の場合は新規の国立公園事業の執行）が必要で、当該地が国有林等の場合は土地所有者の許可・承認が必要な場合がある。

(2-1) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）

歩行路の確保、道迷い対策としてササを刈りはらうこと等、計画者の持つ技術が異なっている場合でも施工結果に差が生じにくく、また、自然環境保全上の問題や安全上の問題が生じにくいと考えられる作業。

なお、技術指針に知見が蓄積され、多くの計画者の技術が向上することにより、将来的には対象となる内容が増えるものと考えられる。

コメントの追加 [A7]: 本文 2. (2) 1) へ

国立公園事業として執行されている歩道においては維持管理に属する行為となるので、公園事業施設の内容の変更手続き等は不要であるが、土地所有者の承認等が必要である。（ハイマツなど本本植物を損傷等する場合は別途保安林の手続きが必要である。）

＜具体的な例＞

- ・歩行路の確保、道迷い対策として行うササ刈り
- ・ぬかるみの解消を目的とした掘削を伴わない本道の設置
- ・腐朽した木道の張替え
- ・軽微な（2 段以内の）段差処理

(2-2) 看板類の設置、補修

~~恒久的に設置する誘導標識や案内板の設置、誘導標識や案内板の補修、利用者の安全確保のため緊急的に設置する簡易な構造の表示板（耐久年数が2～3年程度と思われるもの）の設置を行うもの。~~

~~大雪山国立公園においては、環境省が整備してきた考え方（資料3）を標準とする。~~

~~国立公園事業が執行されている区間については、原則として、国立公園事業の執行者が行うべきものであるが、事業執行者の了解を得て歩道等維持管理作業を行おうとする者が行うことも考えられる。~~

~~当該地が国有地等の場合は土地所有者の許可・承認が必要な場合がある。~~

~~（2）（3）歩道の表示~~

~~道迷いや歩道以外への踏み出しを防止するため、ペンキ等でマーキングをするもの。~~

~~ペンキ等による登山道の目印の塗布は、これまで当該登山道で実施されてきた方法を十分踏まえて行う。~~

~~黄色とし、10cm程度の帯状とし、必要に応じて矢印を付ける。~~

~~塗布は最小限とする。~~

~~立ち入りの禁止を示す場合は、赤色（黄色も可）で×とする。~~

~~塗布の対象は原則岩石とする。~~

~~当該歩道が事業執行されている場合は、事業執行者の承認が必要である。~~

コメントの追加 [A8]: 本文2.（2）3）へ

~~2. 本マニュアルの運用体制について~~

~~（1）運用の主体~~

~~登山道維持管理部会において、本マニュアルを運用する。~~

~~（2）ウェブサイト「大雪山国立公園登山道補修情報」による記録の蓄積と情報発信~~

~~ウェブサイト「大雪山国立公園登山道補修情報」を運用し、「登山道等に関する現状と課題」、作業結果の記録の掲載、登山道維持管理部会における検討結果を掲載し、登山道維持管理部会関係者で情報共有を図る。さらに、大雪山国立公園の取組として全国に発信し、他の地域との間で登山道補修に関する情報交換を目指し、技術の向上を目指す。~~

~~なお、今後、登山道に関するデータベースを構築することが望まれる。データベースが構築された場合、歩道等維持管理作業の計画及び結果を蓄積していくことができる。併せて、「登山道等に関する現状と課題」についても当該データベース上で運用することにより、容易に更新することができるばかりでなく、利用者からの情報をそのまま掲載することができる。~~

~~（3）技術指針の更新~~

~~作業結果の記録、登山道維持管理部会における検討結果をもとに、歩道の補修技術に関して明らかになった知見を整理、蓄積し、技術指針を定期的に、追加、更新する。~~

~~（4）専門的な職員の配置による本マニュアル運用体制の発展~~

~~本マニュアルにより、歩道の維持管理作業に関する情報を関係者で共有し、蓄積していくこと、その中で明らかにされた知見をもって技術指針を更新して補修作業の技術的~~

な品質を確保し、向上させることは、山岳地域の荒廃を解消し、利用者に質の高い利用体験を提供する上で、極めて重要な取組である。この取組は、本来は一部機関の職員が片手間で実施するものではなく、最終的には、事務局に専従の職員を配置する、公園管理団体がこの取組を担うことなど進めることが理想である。

こうした理想的な体制の実現を見据えつつ、現時点では、専従の職員が行うこととなる具体的業務を明確にするための準備期間として、試行的に事務局でその業務を担うこととする。

別紙 1-2 作業計画案件の登録様式

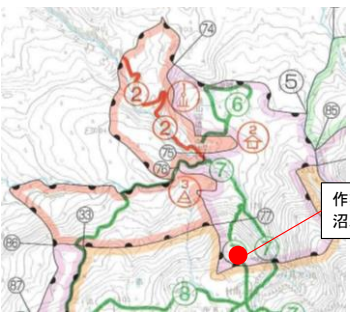
歩道の維持管理作業(補修等)作業計画案件登録様式

計画者名	作業計画箇所	課題	作業内容の方向性	作業日程(予定)
〇〇〇〇〇	沼ノ平 六ノ沼～当麻乗越	歩道上流水による侵食の進行、歩 道法面の崩れ	歩道法面の補強、導流工設置	8月上旬

(例)

(注)
本様式によらなくてもよいが、メール等で作業計画箇所、課題、作業内容の方向性、作業日程(予定)を事務局にお知らせください。
適宜、写真や図等を添付していただいても構いません。

別紙 2-3 事前検討案件における大雪山国立公園歩道維持管理作業計画書様式（記載例）

大雪山国立公園 歩道維持管理作業 実施計画書				○年○月○日版 バージョン ○	
No. 1					
計画者	環境省 北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所				
担当者	氏名	○ ○	電子メール	XXXXX.XXX@env.go.jp	
			電話番号	01658-2-2574	
対象箇所	上川郡上川町愛山溪地区（自治体名、地区名） 愛山溪沼ノ平姿見の池線歩道（歩道の名称や通称等）				
登山道 管理水準	保全対策ランク	A・B・C・D	利用体験ランク （大雪山グレード）	1 2 3・4・5	
作業の 目的	歩道が水流により浸食したり、水がたまったり、ぬかるんでいる箇所があり、そこを登山者が避けて歩くために登山道が拡幅しているため、階段段差処理工、道流工、法面保護など水の流れを変えたり、人が歩きやすい道作りをする。				
利用する工 法	分散排水工	床止工	土留工	マルチング工	
	路面処理工	段差処理工	植生基盤工	その他（ ）	
作業予定日 時又は期間	平成○年○月○日（○）8:30～17:30 平成○年○月×日～△日 等実態に応じ て記載	参加予定人数 参加者内訳	30人	参加者の一般公募 ●：実施する ｜：実施しない	
安全対策 （保険の適用、 連絡網の整備 等）	○一般ボランティアには保険を適用 ○緊急時連絡体制作成				
主な資材とその 調達（予定）	資材	数量	調達方法		
	丸太（180cm）	45	現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
	かすがい	30	現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
	自然石		現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
			現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
			現地採取／搬入（計画者の自己資金・寄付・その他）		
道具の貸し出し 希望 （自然保護官事 務所・森林管理 署）	物品	数量	希望先	貸出予定日時	返却予定日時
	背負子	5	上川自然保護官事務所	平成○年○月○日10:00	平成○年○月○日10:00
	携帯トイレブース	1	○○森林事務所	平成○年○月○日10:00	平成○年○月○日10:00
位置図（地形図、国立公園の公園計画図、国有林又は道有林の施業計画図など）					
					
事務局記入欄					
国立公園	保護規制計画：第1種特別地域				
	利用施設計画：愛山溪沼の平姿見の池線道路（歩道）事業				
	事業執行者：環境省	担当部署：	上川自然保護官事務所		
土地所有	国有林・道有林・その他（ ）	担当部署：	上川総合振興局南部森林室		
天然記念物	該当あり・該当なし	担当部署：			
備考					

課題(問題点・作業の必要性)／ねらい・目標

施工場所に流れている水流を弱めるため、既存導流工の強化。段差ができた階段工には段差処理、歩道誘導、法面保護などを行い、水道と人道を分ける。法面を歩かないように階段に誘導するような施工を心がける

施工方法

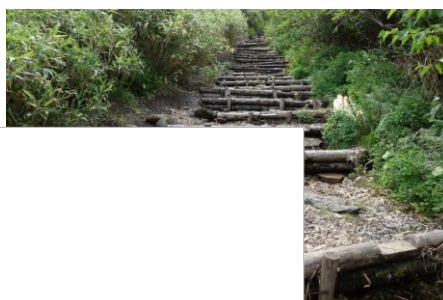
導流工



備考

施工場所に流れている水流を弱めるため、既存導流工の強化。段差ができた階段工には段差処理、歩道誘導、法面保護などをし、水道と人道を分ける。法面を歩かないように階段に誘導するような施工を心がける

○ 氏名 佐藤 久太郎 氏 平沼 至



必要に応じて、
ページを追加する。



書式變更：標準

17

例

大雪山国立公園 登山道補修記録

路線名				松仙園線道路（歩道）				担当者	
路線番号				8				作業日	
区間								2024年 月 日	
登山道管理水準								記録日	
保全対策ランク				－		大雪山グレード		2024年 月 日	
						4		記録者	

目的
木道の設置
ぬかるみ対策のため、木道を1基設置（1.8m）

浸食原因	荒廃タイプ	工法分類	使用材料
流水等 ☐ 大雨 ☐ 雪解け水 ☒ 雨水（雨滴） 凍結融解現象等 ☐ 凍結融解（霜柱） ☐ 雪圧 ☐ 強風 登山者の踏圧等 ☐ 登山者 ☐ 既存施設の影響 ☐ その他 ()	☒ ぬかるみ化 ☐ 水路化 ☐ ガリー化 ☐ 拡幅、複線化 ☐ 木道等 ☐ トラバース箇所 ☐ ヤブ化、倒木 ☐ 根系露出 ☐ その他 ()	☐ 分散排水工法 ☐ 床止め工法 ☐ 土留め工法 ☐ マルチング工法 ☒ 路面処理工法 ☐ 段差処理工法 ☐ 植生基盤工法 ☐ 倒木処理 ☐ 刈り払い ☐ その他 ()	木材（角材／丸太） かすがい

位置図	概要写真
	< 補修前 > < 補修後 >
GPS位置	
N 43.625022	E 142.919747°

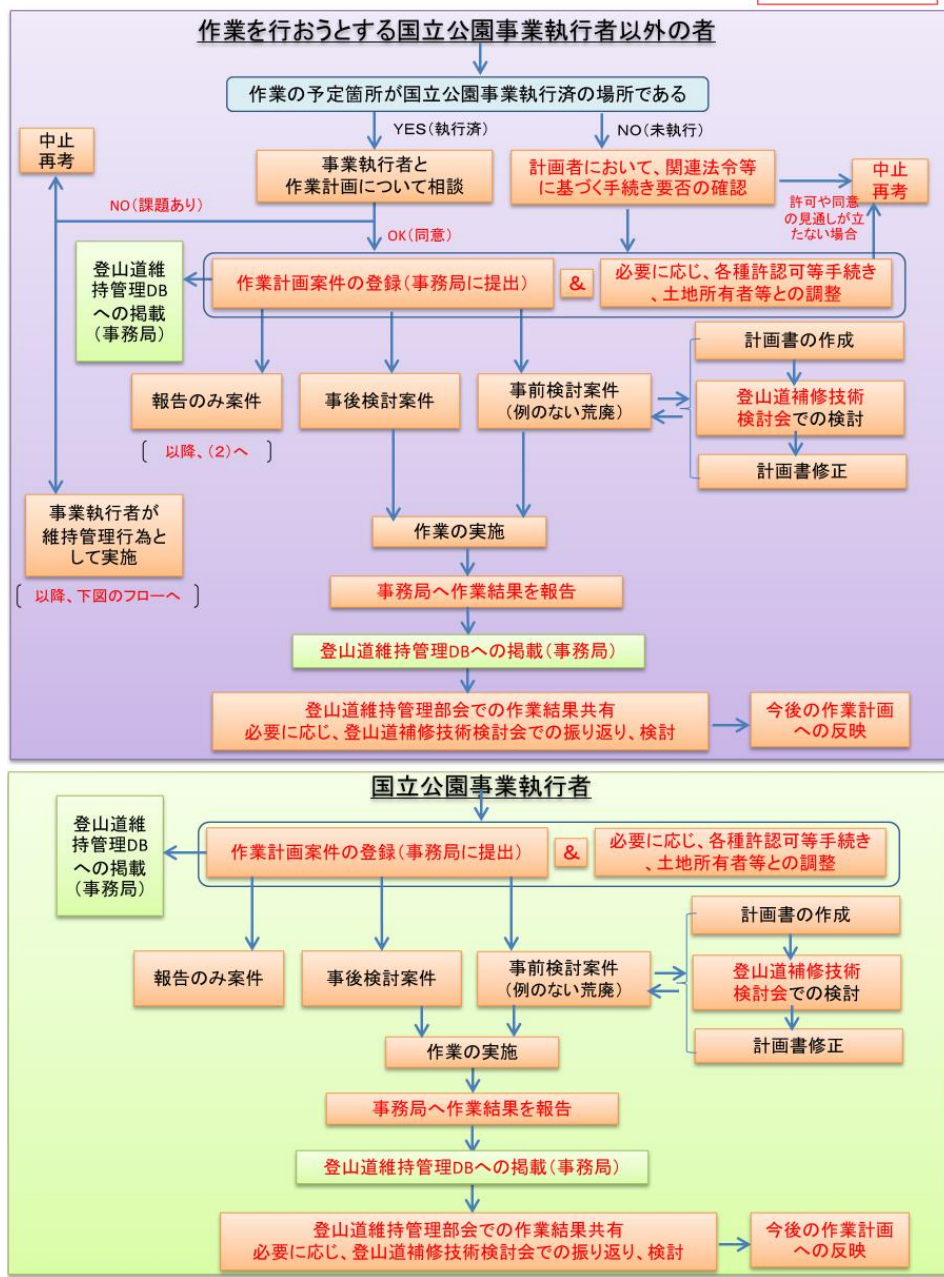
2 ページ目以降改修内容を記載

書式変更：両端揃え

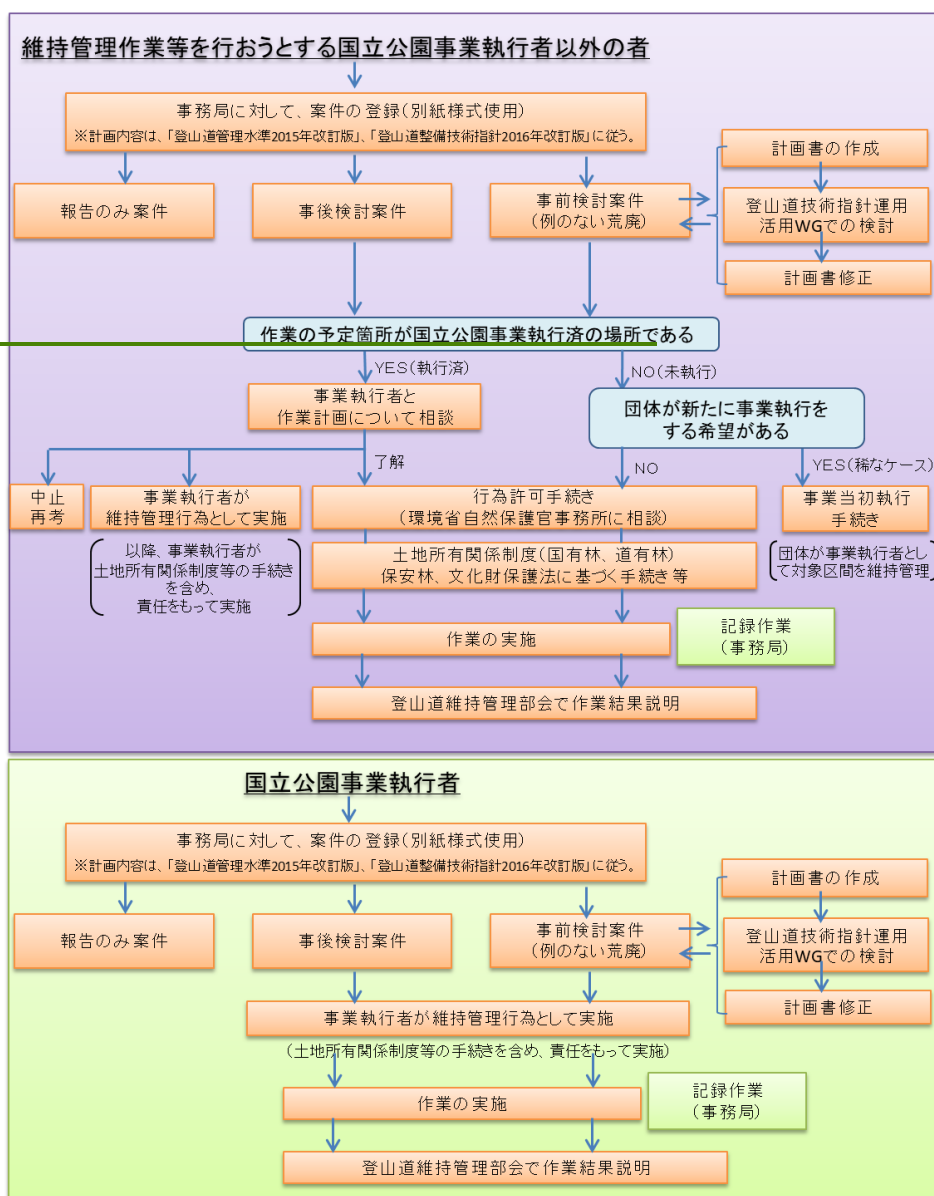
【資料 1】歩道等維持管理作業実施手順フロー図

(1) 歩道の維持管理作業(補修等)の場合の実実施手順

令和7年1月修正案



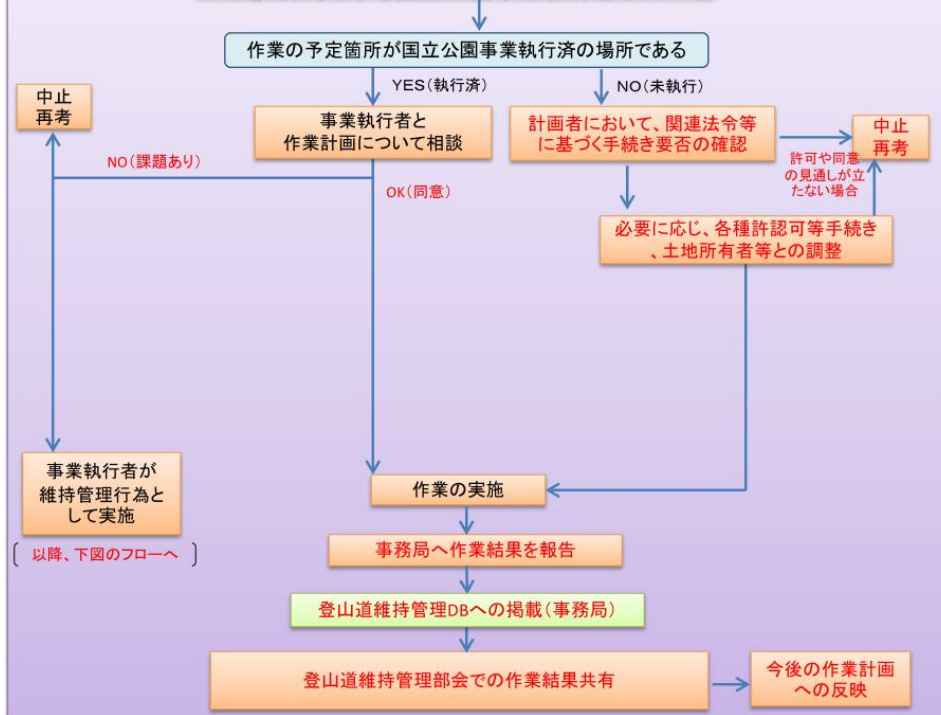
(1) 歩道の維持管理作業(補修等)の場合の実施手順



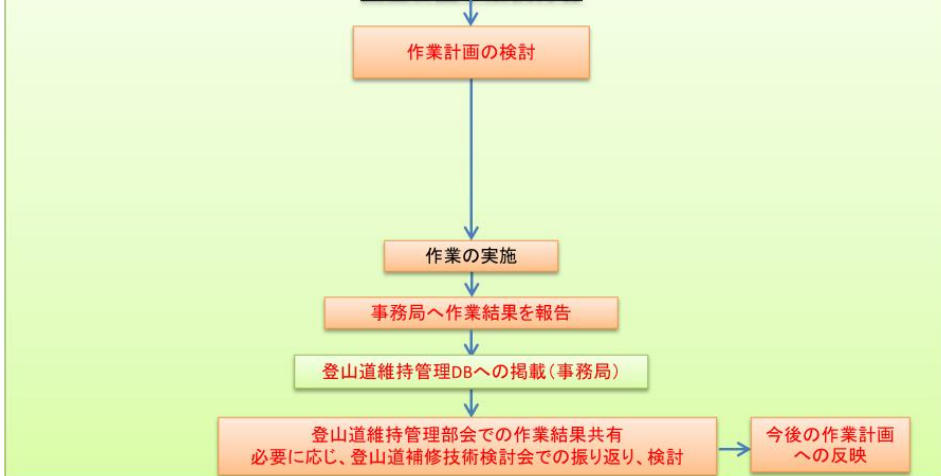
(2) 歩道の維持管理作業(刈り払い等)、看板類の補修、歩道の表示の場合の実施手順

令和7年1月修正案

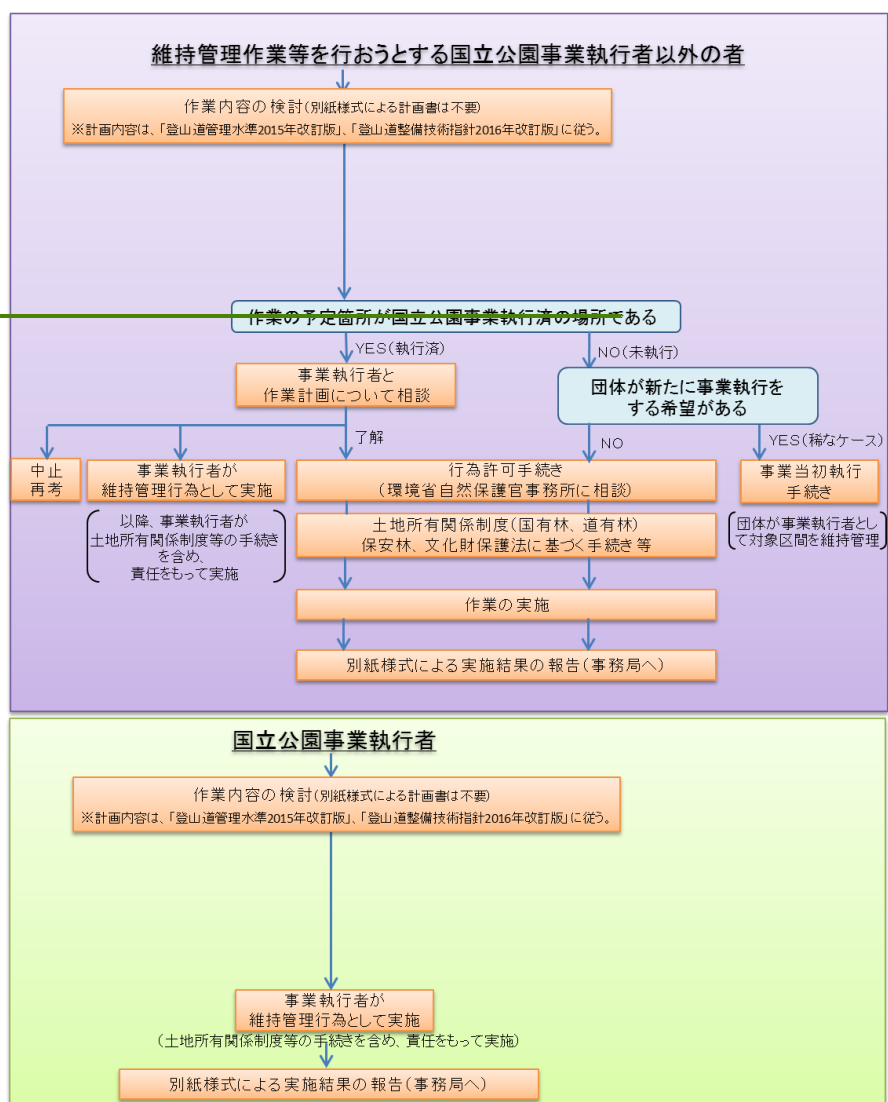
作業を行おうとする国立公園事業執行者以外の者



国立公園事業執行者



(2) 歩道の維持管理作業(刈り払い等)、看板類の設置・補修、歩道の表示の場合の実施手順



〔※毎年冬季の登山道の維持管理に関する協議体(情報交換会)で、実施結果の検討、歩道等に関する現状と課題の更新。〕

【資料２】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）

工法	材料	
	（現地調達）	（持込み）
分散排水工法		
遮蔽型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品、ジオグリッド
越流型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品
溝切型排水工	石材、倒木	木材、半割ＶＰ管
暗渠型排水工	細枝、ササ	粗朶、ヤシ製品
床止工法		
石組床止工	石材	—
木柵床止工	倒木	木材
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
樹枝床止工	樹枝、ササ、石材	土嚢
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット
土留工法		
石積工	石材	—
木柵土留工	倒木	木材
連柴柵工	樹枝、ササ	粗朶、杭、番線
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
マルチング工法		
植生ネット工（黄麻製）	—	黄麻製植生ネット、固定ピン
植生ネット工（ヤシ製）	—	ヤシ製植生ネット、固定ピン
置石工	石材	植生ネット
路面処理工		
木道工	—	木材、固定ピン
メッシュウォーク工	—	木材、金属メッシュ、固定ピン
飛木道工	—	角材、カズガイ
飛び石工	石材	—
路肩保護工	倒木	木材、粗朶、ササ、杭
石充填工	石材	—
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
立体ジオセル工	—	ジオセル
段差処理工		

木柵土留工	倒木	木材
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ステップ工	石材、倒木	木材、ヤシ繊維
植生基盤工		
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
刈り払い(ササ、ハイマツ)	—	—
マーキング	—	—
ロープ張り	—	ロープ

【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方

1. 仕様

(1) 誘導標識

1) 構造

多くの情報量が表示でき、人力運搬の低減が図れる標柱タイプとする。ただし、矢羽根タイプを使用しなければ特にわかりにくく利用上の支障が生じる箇所（大雪高原温泉の沼めぐりコース入口を想定）については、矢羽根タイプを用いる。

規模は、縦 180mm×横 180mm×高さ 1,500mm 程度とする。

表示板の材質は、アルミ複合版に CG 印刷シートを貼る方法を採用する。ただし、風が強く、飛ばされた砂によって表示板が削られる箇所では、表示板の劣化対策が必要と考えられることから、アルミ板に高硬度印刷を施した方法を採用する（当麻乗越を想定）。

利用者が、早朝や夕方の薄暗い時間帯でも確認し易いように、反射テープを標柱の上部に設置することが望ましい。

誘導標識本体には、木材を使用する。木材には防腐処理を行う。

2) 表示方法

地点名は枠で囲う。

各地点において、表示板名に行き先（名称）を複数記載する場合は、視認できる文字の大きさとする。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

詳細は、別紙 1 のとおり。

標識地点からの向かう方向に矢印および大雪山グレード（利用体験ランク）のピクトを入れる。行き先表示した地点に向かう途中でグレードが高くなる場合は、地点名の下にピクトを入れる。

(2) 案内板

1) 構造

表示盤面の大きさは、必要な表示内容についてレイアウトを実施し、1.80m×0.90m程度とする。

表示盤面の設置高さは、視認しやすいように、表示盤面の中央で約 1.5m程度とする。

案内板本体には木材を使用する。

案内板に使用する木材には防腐処理を行い、腐朽しやすい支柱の地際部には銅版巻きを設置する。

2) 表示内容

トイレ、避難小屋、野営指定地、キャンプ場、大雪山グレード（利用体験ランク）については、ピクト表示を行う。

案内板の表示内容例は別紙 2、ピクト表示の例は別紙 3 のとおり。

登山する方への注意事項、登山のルールとマナーを表示する。登山のルールとマナーは、各地の実情に応じて記載内容を充実させる。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

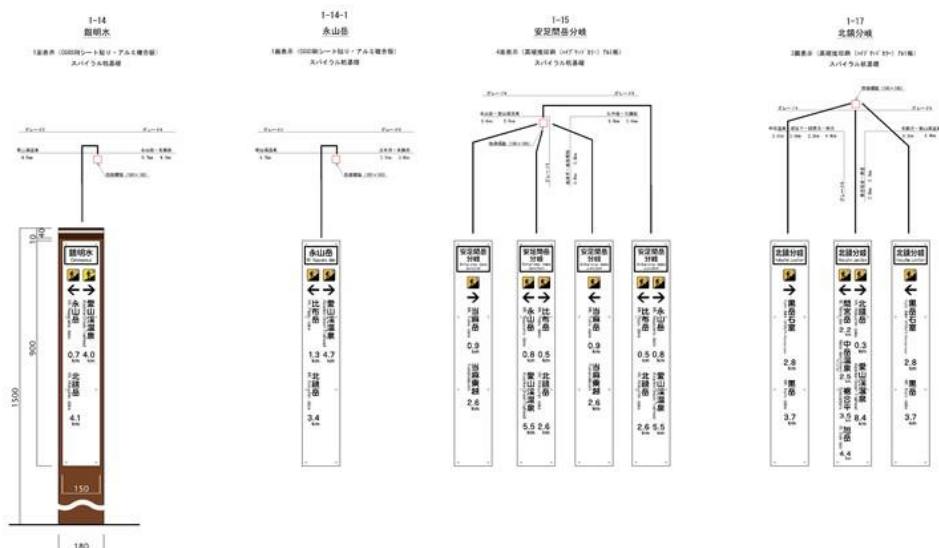
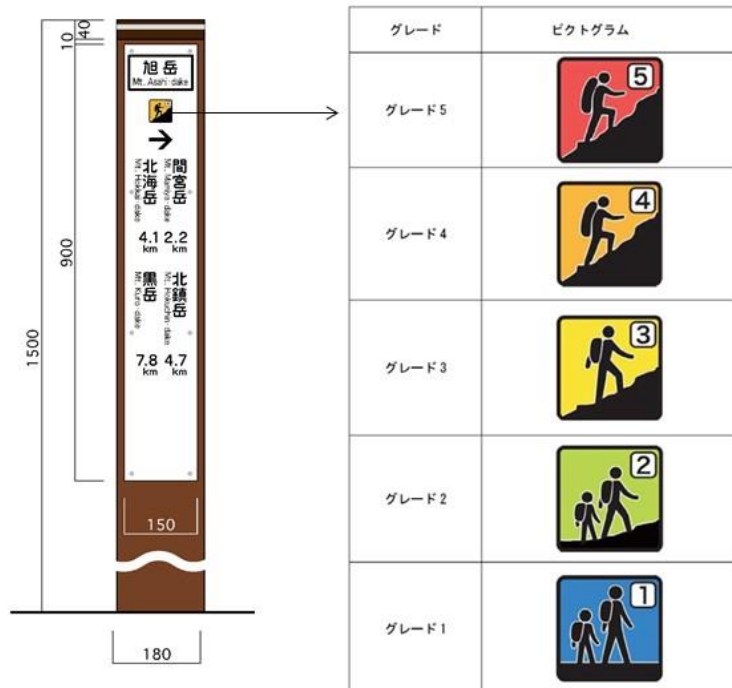
「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の案内図標識の項を基本とし、インフォメーションマーク、表題、主地図（特定のエリア）、副地図（広域図）、凡例、設置者表示を付ける。

（3）注意標識

利用者の安全確保のため、緊急的に設置する簡易な構造のもの（耐久年数が 2 ～ 3 年程度と思われるもの）については、構造は支柱と長方形の板面からなるものとし、素材は木材を基本とする。板面の記載はこげ茶色に白文字とし、特に注意喚起のため必要な場合は、適宜効果が高い配色、配字を選択する。

「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の「4 注意標識」を基本とし、茶色、白色及び黒色を使用するなど、大雪山国立公園管理運営計画書（令和 6 平成 19 年 4 月、北海道地方環境事務所）7-5（1-2）ア 1（402.43 ページ）に記載の範囲内とする。

別紙1 誘導標識の表示方法



別紙2 案内板の表示内容



標準的な例

1800 x 900



登山のルールやマナーの記載内容を充実させた例

1800 x 900

別紙3 ピクト表示の例



山小屋
Mountain Lodge



避難小屋
Shelter Hut



キャンプ指定地
Campground



ビジターセンター
Visitor Center



トイレ
Toilets



携帯トイレブース
Toilet Booth for using Plastic Bag

【資料4】関係法令や制度の概要と課題

I 各種制度

1. 自然公園法

(1) 公園計画

○公園計画は、中長期的な視点に立ち、国立公園の適正な利用を推進するための方針を示すもの。道路（歩道）計画は、将来最終的に整備されるべき歩道の全体像を示したもの。

(2) 公園事業

1) 事業決定

○事業決定は、実施できる国立公園事業の最大容量を決定し、下記2)の事業執行手続きが行われれば事業を実施することが可能な状況にする手続きである。道路（歩道）計画については、路線及び路線距離が決定される。通常、事業執行が見込まれるものについて、事業決定をする。

2) 事業執行

○事業執行は、国立公園事業となる施設を設置し、当該施設を管理経営すること。

○国立公園事業の執行にあたり、次の事項を定める。これらの内容は、協議書類又は認可書類の内容をもとに、環境省において事業台帳を作成して管理。次に述べる変更があった場合は、変更後の内容を備え付け。

- ・公園施設の規模及び構造：道路（歩道）については、延長、幅員、舗装の種類、付帯建築物及び施設の概要等
- ・公園施設の管理又は経営の方法：経営方法（直営又は委託の別）、料金徴収（有無及びある場合は標準的な金額）、供用期間（通年又は季節供用の別（季節供用の場合はその期間））

○「公園施設の規模及び構造」、「公園施設の管理又は経営の方法」に変更がある場合は、変更に係る協議又は認可申請が必要（法第10条第6項）。通常の維持管理行為であれば、「公園施設の規模及び構造」が変化するものではないので、手続きを要しない。

○歩道事業の執行状況は、資料5及び資料6のとおり。大雪山国立公園の公園計画図（自然保護官事務所に備え付けてある）とあわせて参照のこと。

(3) 行為許可

○事業執行がなされていない登山道については、維持管理作業を行う場合にも行為許可の手続きが必要な場合がある。

2. 国有林制度

(1) 国有林野の使用

○森林管理署から貸付を受けて、地方公共団体等が、遊歩道や登山道を設置することができる。貸付を受けた土地は、貸付を受けた者が責任をもって管理。返却するときは原則として、原状復旧する。

○法令により現状の変更について規制のある保安林、自然公園内の特別地域等に指定さ

コメントの追加 [A9]: 「I 各種制度」は、本文3.

(2)と内容が重複しており全て削除。

「II 今後の展開方法」も、内部向けの検討課題整理あるいは備忘用メモといった側面が大きく、マニュアルへの添付は不要でよいのではとの考えで削除。

~~れている場合等は使用許可を原則とする。~~

~~（２）入林手続き~~

- ~~○登山や森林浴等森林レクリエーションで歩道等公園施設を利用する場合は、入林手続きは不要である。歩道等公園施設以外に入林する場合は、入林届が必要となる（森林生態系保護地域の保存地区は受理されない場合がある。）。また、環境調査などの各種調査、測量、イベント開催（ガイドを含む。）、歩道の修繕・刈り払い、看板の設置、取材等を目的とする場合は、公園施設に関わらず入林届が必要となる。~~
- ~~○貸付または使用許可された土地に入る場合は、その管理者と調整をする。~~

~~（３）大雪山森林生態系保護地域~~

- ~~○保存地区は原則として人手を加えず自然の推移に委ねる。保全利用地区は森林の教育的利用、森林レクリエーションの場として必要な道路、建物等の施設は保全利用地区の趣旨に反しないものに限り、設置することができる。~~
- ~~○ただし、両地区において、既存の林道、歩道（登山道）等の維持修繕、標識類の設置等を行うことができる。~~

~~３．道有林制度~~

~~（１）道有林の使用~~

- ~~——○国有林に準じて運用されている。~~

~~（２）入林手続~~

- ~~——○登山や森林浴等森林レクリエーションで歩道等公園施設を利用する場合及び歩道等公園施設以外に入林する場合は、入林箱(※)に備えられている入林者名簿への記載が必要となる。また、環境調査などの各種調査、測量、イベント開催（ガイドを含む。）、歩道の修繕・刈り払い、看板の設置、取材等を目的とする場合は、公園施設に関わらず入林承認申請が必要となる。~~
- ~~——※入林箱設置箇所：旭岳登山道、旭岳ロープウェイ山麓駅、旭岳ロープウェイ姿見駅、旭岳源水、ピウケナイ林道、愛山溪温泉登山道~~
- ~~○貸付または使用許可された土地に入る場合は、その管理者と調整をする。~~

~~４．保安林制度~~

- ~~——○保安林においては、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。~~
- ~~——○ササの刈り払いは立竹の伐採に該当しない。~~
- ~~——○歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量の見通し確保のための枝の切除等で樹幹を損傷しないものは、立木の損傷に該当しない。~~
- ~~——○土地の形質を変更する場合は、保安林内の作業行為の許可が必要。~~

~~５．文化財保護法~~

—○大雪山は、文化財保護法に基づき、特別天然記念物に指定されており、現状を変更する場合は許可が必要。—

Ⅱ—今後の展開方向—

（１）事業執行の推進

○国立公園の事業決定及び事業執行がなされていない（未執行）にも関わらず、利用者がいることにより自然発生的な登山道となっている場合がある。この場合、歩道として管理する主体が不在の状態となる。

○今後、未執行の状態を解消していく必要がある。

○一方で、課題が残された歩道であっても、利用上、保全対策上問題がある歩道についても、維持管理作業が行われる必要がある。

（２）土地借り受けの推進

○過去に国立公園の事業執行手続きがなされているが、土地を借り受けていない例がある。（注…現在では、新たに事業執行をする場合、土地を借り受けることが必要条件となっているため、今後はこのような問題は生じない。）

—○このような区間は事業執行者、環境省、土地所有者とで協議を重ねて、事業執行者が適切に土地を借り受ける方向で調整を進めていく必要がある。—

（３）国立公園の管理運営に協力する民間団体の構築（ボランティア参加の拡充）

—○地域住民や関係山岳会の高齢化や人材不足等といった社会状況の変化に対応して、都市部の若者を含めたボランティアの参加を促進することが重要である。—

—○維持管理作業を計画した有志団体が、ボランティアによる一般参加者を公募する際に、関心を持つ者に、情報を到達させる工夫が必要である。—

—○この観点からも、維持管理作業の情報を興味や関心がある者に発信して適切に届けるとともに、参加者のネットワーク化し、ボランティアをコーディネートする役割を実施する民間団体を育成することを検討する必要がある。—

（４）民間資金の活用の展開

—○民間資金を導入する場合、国及び北海道では寄付を受けることができないことが課題となる。—

—○一方で、全国的な事例を見ると、自治体が寄付を受け入れる体制（条例、ふるさと納税での使途の銘記）を整えられた場合に、寄付を受けられる。自治体が歩道の管理をする協定を結んだ場合に、自治体はその寄付により維持管理行為をすることが考えられる。

○さらに、民間団体が協定等により歩道の管理を実施することとなり、資金を受け入れるという体制が整えられた場合に、民間団体の得た寄付を資金及び資材として維持管理行為を実施することができる。

—○国立公園の協働型管理運営体制の構築を行うことにより、民間団体の活用の展開も図ることができるので、早急な体制構築が必要である。—

（５）事業執行者による維持管理作業に係るＰＤＣＡサイクルの着実な実施による荒廃対策

の質の向上、それによる有志団体の補修や維持管理作業の質の向上

- 荒廃に対応した工法、施工におけるP D C Aサイクルの重要性については登山道技術指針に示されている。一方、具体的な実施手順が示されていないのが現状。
- このため、具体的にどのような場と体制でP D C Aサイクル検討するのかを明確にする必要がある。

【資料 4-6】国立公園事業執行者一覧

コメントの追加 [A10]: 登山道部会の工程表別紙に基づき情報更新しつつ、記載ぶりを統一

○表大雪地域

番号	名称	事業執行者	事業執行の位置又は区間
1	原始ヶ原線	未執行	未執行
2	層雲峡ニセイカウシュッペ山線	未執行	未執行
3	層雲峡勇駒別線	北海道	起点— 北海道上川郡上川町 —(層雲峡集団施設地区)— 終点— 北海道上川郡上川町 —(黒岳7合目)— 終点— 北海道上川郡上川町 —(間宮岳)— 終点— 北海道上川郡東川町 —(勇駒別集団施設地区)—
		りんゆう観光	起点: 黒岳リフト降り場(黒岳七合目) 終点: 黒岳見晴らし台
		環境省	<u>起点—中岳・歩道分岐点</u> <u>終点—間宮岳</u> <u>案内図標識: 黒岳7合目登山口の標識のみ</u> <u>勇駒別登山口の標識のみ</u>
4	層雲峡銀河流星ノ滝線	未執行	未執行
5	紅葉谷線	上川町	起点— 北海道上川郡上川町 —(層雲峡集団施設地区)— 終点— 北海道上川郡上川町 —(紅葉谷)—
6	雲井ヶ原線	未執行	未執行
7	愛山溪北鎮岳線	北海道	起点— 北海道上川郡上川町 —(愛山溪)— 終点— 北海道上川郡上川町 —(北鎮岳層雲峡勇駒別線歩道合流点)—
		環境省	<u>起点—三十三曲・歩道分岐点</u> <u>終点—沼ノ平・歩道分岐点</u> <u>案内図標識: 愛山溪登山口の標識のみ</u>
8	松仙園線	環境省	起点—松仙園登山口 終点—八島・ <u>歩道分岐点</u>
9	沼ノ平姿見の池線	北海道	起点— 北海道上川郡上川町 —(沼ノ平・歩道分岐点)— 終点— 北海道上川郡東川町 —(姿見の池・歩道分岐点)—
		環境省	起点— 北海道上川郡上川町 —(沼ノ平・歩道分岐点当麻乗越)— 終点— 北海道上川郡東川町 —(姿見の池・歩道分岐点)—

書式変更: インデント: 最初の行: 6 字

10	当麻岳線	未執行	未執行
11	中岳裾合平線	北海道	起点－ 北海道上川郡上川町 （中岳南・歩道分岐点）－ 終点－ 北海道上川郡東川町 （裾合平・歩道分岐点）－
		環境省	起点－ 北海道上川郡上川町 （中岳南・歩道分岐点）－ 終点－ 北海道上川郡東川町 （中岳温泉 上 ）－
12	大雪山縦走線	北海道	起点－ 北海道上川郡上川町 （北海岳・歩道分岐点）－ 終点－白雲岳避難小屋 起点－高根ヶ原・歩道分岐点 終点－ 北海道空知郡上富良野町 （富良野岳山頂）－ 終点－ 北海道上川郡新得町 （ヒサゴ沼避難小屋）－
		環境省	起点－白雲岳避難小屋 終点－高根ヶ原・歩道分岐点 案内図標識：布礼別登山口の標識のみ
13	銀泉台白雲岳線	北海道	起点－ 上川郡上川町 （北海白雲岳）－ 終点－ 上川郡上川町 （銀泉台）－
		環境省	案内図標識：銀泉台登山口の標識のみ
14	高原温泉小泉岳線	林野庁上川中部森林管理署	起点－ 北海道上川郡上川町 （高原温泉）－ 終点－ 北海道上川郡上川町 （小泉岳・歩道合流点）－
		環境省	案内図標識：高原温泉登山口の標識のみ
15	高原温泉高根ヶ原線	北海道	起点－ 北海道上川郡上川町 （高原温泉）－ 終点－ 北海道上川郡上川町 （高根ヶ原線歩道合流点）－ 終点－ 北海道上川郡上川町 （空沼）－
16	三国沢ユニ石狩岳線	未執行	未執行
17	ヤンベタツプ五色岳線	北海道	起点－ クチャンベツ沼ノ原登山口 終点－ 沼ノ原・歩道分岐点 起点－ 沼ノ原大沼 終点－ 五色岳計画決定に同じ
		環境省	起点－ 沼ノ原・歩道分岐点 終点－ 沼ノ原大沼 案内図標識： クチャンベツ沼ノ原入口登山口の標識のみ

18	勇駒別周回線	東川町	起点— 北海道上川郡東川町 —(勇駒別集団施設地区)— 終点— 北海道上川郡東川町 —(勇駒別集団施設地区)—
19	天人峡勇駒別線	北海道	起点—北海道上川郡美瑛町天人峡温泉— 終点—北海道上川郡東川町 —(天人峡温泉)—
		環境省	<u>案内図標識：天人峡登山口標識のみ</u>
20	羽衣敷島の滝線	北海道	<u>遊歩道：天人峡温泉（羽衣橋）</u>
21	天人峡化雲岳線	林野庁北海道森林管理局 (旭川分局)	起点—北海道上川郡美瑛町 —(天人峡温泉)— 終点—北海道上川郡新得町 —(化雲岳・歩道合流点)—
		環境省	<u>案内図標識：天人峡登山口標識のみ</u>
22	美瑛富士線	未執行	未執行
23	白金温泉十勝岳線	北海道	起点—北海道上川郡美瑛町 —(白金温泉)— 終点—北海道上川郡美瑛町 —(十勝岳・歩道合流点)—
		環境省	<u>案内図標識：望岳台登山口標識のみ</u>
24	望岳台十勝岳温泉線	未執行	未執行
25	美瑛岳線	未執行	未執行
26	三段山線	上富良野町	起点— 北海道空知郡上富良野町 —(吹上温泉・歩道分岐点)— 終点— 北海道空知郡上富良野町 —(十勝岳温泉・歩道合流点)—
27	富良野岳上ホロカメットク山線	北海道	起点— 北海道空知郡上富良野町 —(十勝岳温泉)— 終点— 北海道空知郡上富良野町 —(富良野岳・歩道合流点)— 終点— 北海道空知郡上富良野町 —(上ホロカメットク山・歩道合流点)—
		環境省	<u>案内図標識：十勝岳温泉登山口標識のみ</u>

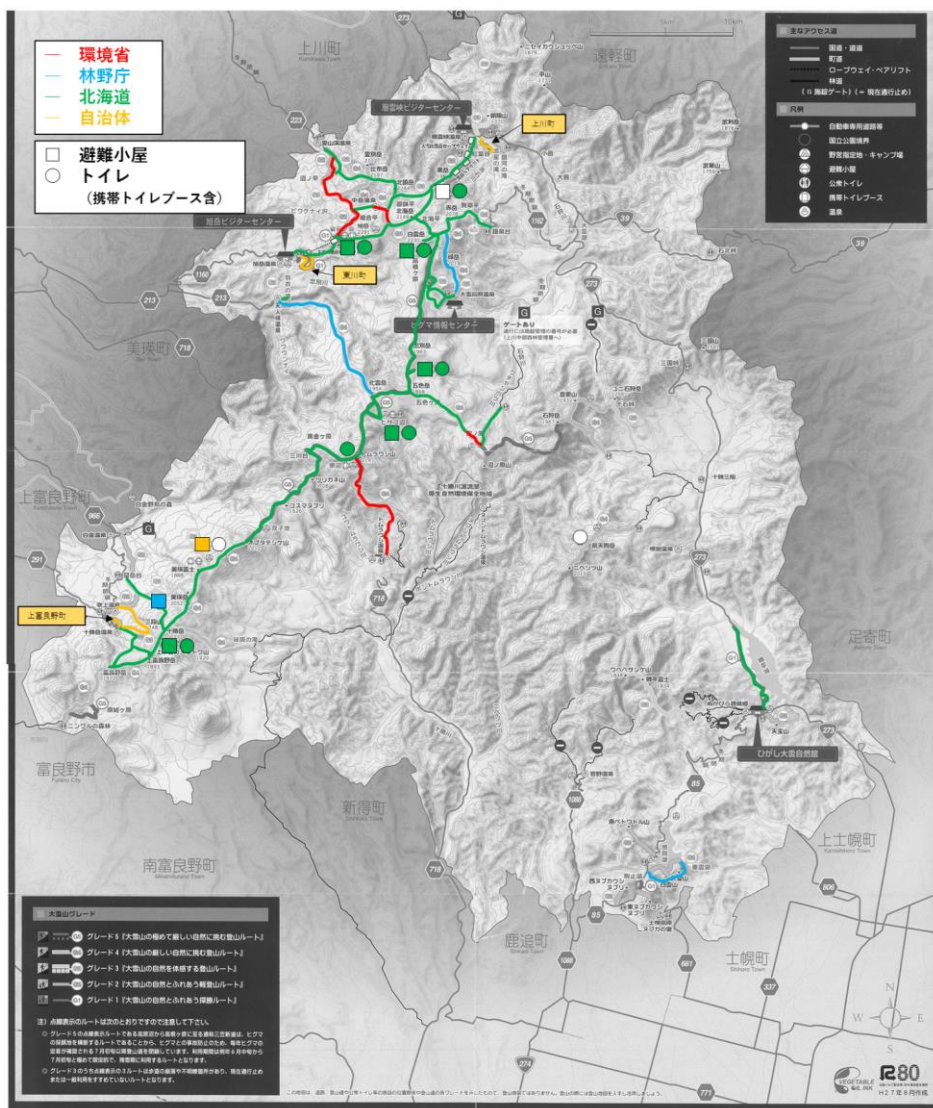
○東大雪地域

番号	名称	事業執行者	事業執行の位置又は区間
28	十勝三股ニペツ山線	未執行	—
29	石狩連峰縦走線	未執行	—
30	糠平ウペペサンケ山線	未執行	—
31	糠平天宝山線	未執行	—
32	然別峡ウペペサンケ山線	未執行	—
33	南ベウトル山線	未執行	—
34	天望山周回線	十勝西部森林 管理署東大雪 支署	起点— 北海道河東郡鹿追町（白雲橋） 終点— 北海道河東郡上幌町（然別湖南 岸）
		環境省	<u>案内図標識：国有林 127 い林小班の標識の み</u>
35	駒止湖東ヌプカウシヌプ リ線	未執行	—
36	西ヌプカウシヌプリ	未執行	—
37	トムラウシ山線	環境省	起点— 北海道上川郡新得町（トムラウシ温 泉口） 終点— 北海道上川郡新得町（南沼・歩道分 岐点野営指定地）
38	トムラウシ温泉周回線	未執行	—
39	曙橋十勝岳線	未執行	—
40	曙橋沼ノ原線	未執行	—
41	北海道自然歩道線	北海道	起点— 北海道河東郡上幌町（糠平） 終点— 北海道河東郡上幌町（メトセツ）

書式を変更：フォント：12 pt

書式を変更：フォント：12 pt

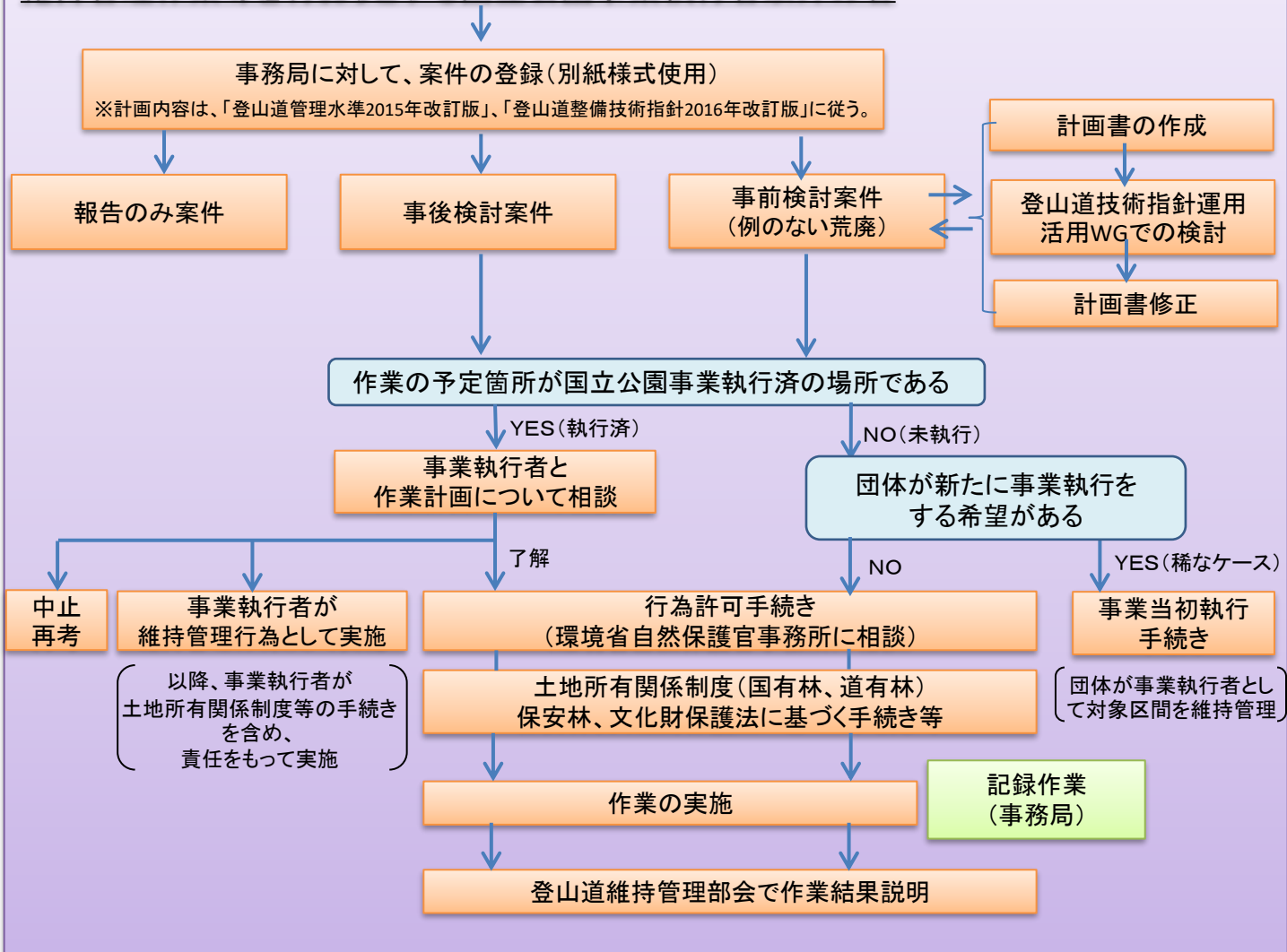
書式を変更：フォント：12 pt



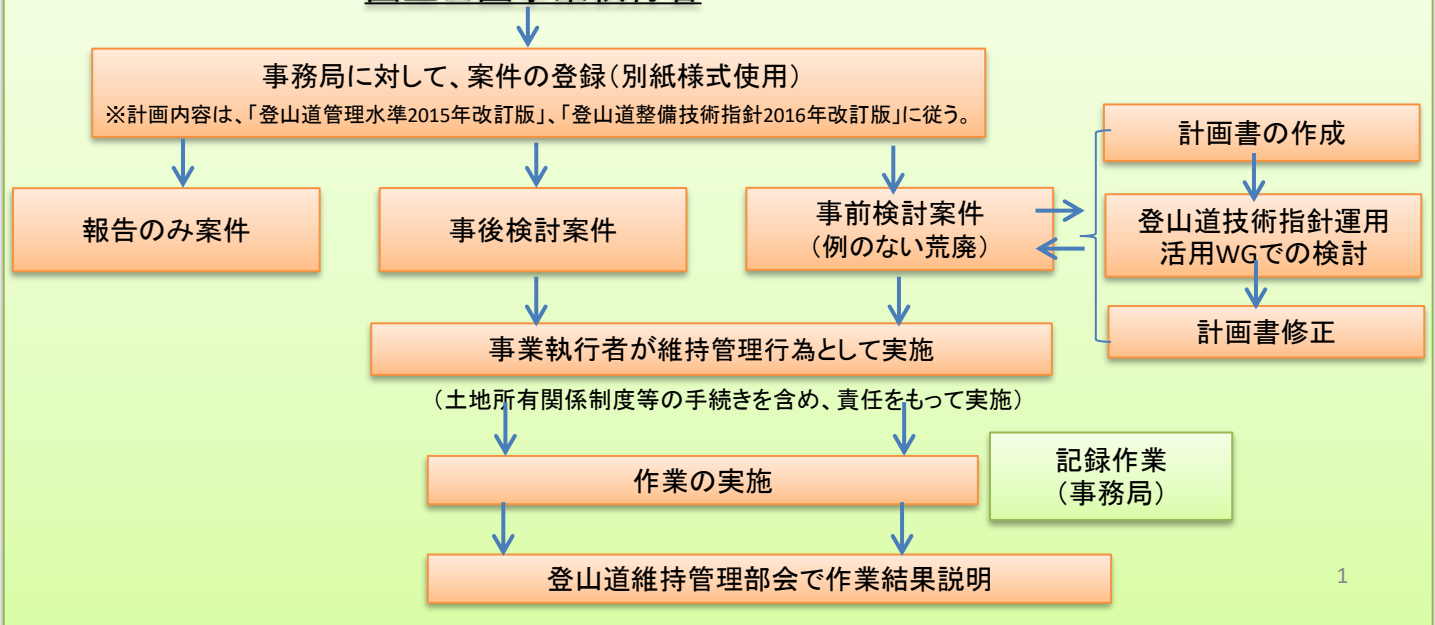
(1) 歩道の維持管理作業(補修等)の場合の実施手順

令和2年3月時点版

維持管理作業等を行おうとする国立公園事業執行者以外の者



国立公園事業執行者



(1) 歩道の維持管理作業(補修等)の場合の実施手順

令和7年1月修正案

作業を行おうとする国立公園事業執行者以外の者

作業の予定箇所が国立公園事業執行済の場所である

YES(執行済)

NO(未執行)

事業執行者と
作業計画について相談

計画者において、関連法令等
に基づく手続き要否の確認

NO(課題あり)

許可や同意
の見通しが立
たない場合

中止
再考

中止
再考

OK(同意)

作業計画案件の登録(事務局に提出)

&

必要に応じ、各種許認可等手続き
、土地所有者等との調整

登山道維持
管理DB
への掲載
(事務局)

報告のみ案件

[以降、(2)へ]

事後検討案件

事前検討案件
(例のない荒廃)

計画書の作成

登山道補修技術
検討会での検討

計画書修正

事業執行者が
維持管理行為と
して実施

作業の実施

事務局へ作業結果を報告

登山道維持管理DBへの掲載(事務局)

登山道維持管理部会での作業結果共有
必要に応じ、登山道補修技術検討会での振り返り、検討

今後の作業計画
への反映

[以降、下図のフローへ]

国立公園事業執行者

登山道維持
管理DB
への掲載
(事務局)

作業計画案件の登録(事務局に提出)

&

必要に応じ、各種許認可等手続き
、土地所有者等との調整

報告のみ案件

事後検討案件

事前検討案件
(例のない荒廃)

計画書の作成

登山道補修技術
検討会での検討

計画書修正

作業の実施

事務局へ作業結果を報告

登山道維持管理DBへの掲載(事務局)

登山道維持管理部会での作業結果共有
必要に応じ、登山道補修技術検討会での振り返り、検討

今後の作業計画
への反映

(2) 歩道の維持管理作業(刈り払い等)、看板類の設置・補修、歩道の表示の場合の実施手順

令和2年3月時点版

維持管理作業等を行おうとする国立公園事業執行者以外の者

作業内容の検討(別紙様式による計画書は不要)

※計画内容は、「登山道管理水準2015年改訂版」、「登山道整備技術指針2016年改訂版」に従う。

作業の予定箇所が国立公園事業執行済の場所である

YES(執行済)

事業執行者と
作業計画について相談

了解

中止
再考

事業執行者が
維持管理行為として実施

以降、事業執行者が
土地所有関係制度等の手続き
を含め、
責任をもって実施

行為許可手続き
(環境省自然保護官事務所に相談)

土地所有関係制度(国有林、道有林)
保安林、文化財保護法に基づく手続き等

作業の実施

別紙様式による実施結果の報告(事務局へ)

NO(未執行)

団体が新たに事業執行を
する希望がある

NO

YES(稀なケース)

事業当初執行
手続き

団体が事業執行者とし
て対象区間を維持管理

国立公園事業執行者

作業内容の検討(別紙様式による計画書は不要)

※計画内容は、「登山道管理水準2015年改訂版」、「登山道整備技術指針2016年改訂版」に従う。

事業執行者が
維持管理行為として実施

(土地所有関係制度等の手続きを含め、責任をもって実施)

別紙様式による実施結果の報告(事務局へ)

(2) 歩道の維持管理作業(刈り払い等)、看板類の補修、歩道の表示の場合の実施手順

令和7年1月修正案

作業を行おうとする国立公園事業執行者以外の者

作業の予定箇所が国立公園事業執行済の場所である

YES(執行済)

NO(未執行)

事業執行者と
作業計画について相談

計画者において、関連法令等
に基づく手続き要否の確認

NO(課題あり)

OK(同意)

許可や同意
の見通しが立
たない場合

必要に応じ、各種許認可等手続き
、土地所有者等との調整

中止
再考

中止
再考

事業執行者が
維持管理行為と
して実施

作業の実施

事務局へ作業結果を報告

登山道維持管理DBへの掲載(事務局)

登山道維持管理部会での作業結果共有

今後の作業計画
への反映

[以降、下図のフローへ]

国立公園事業執行者

作業計画の検討

作業の実施

事務局へ作業結果を報告

登山道維持管理DBへの掲載(事務局)

登山道維持管理部会での作業結果共有
必要に応じ、登山道補修技術検討会での振り返り、検討

今後の作業計画
への反映

令和6年度 歩道維持管理作業 実施報告書

No.1

計画者	北海道上川総合振興局		
担当者	氏名	中島浩之	電子メール nakajima.hirovuki2@pref.hokkaido.lg.jp
			電話番号 0166-46-5924
作業日時	令和6年8月11日(日) 9:00 ~ 16:00(移動時間含まない)天候:晴		
参加者	合計 9 人 ※別添として参加者名簿を添付すること。		
施工内容	赤岳第4雪渓手前の木道の再整備(2年目)		

実施結果:

○8月11日 登山道補修技術検討会構成員(合同会社北海道山岳整備)による補修作業

実施者 合同会社北海道山岳整備(白雲整備人、ヒグマ情報センタースタッフ含む。)、行政職員

施工の考え方

- ① 昨年補修した木道の下の一部は水みちとなっていたので、現場下流の堆積した土砂を利用して新たに歩行面に土嚢を設置。(踏板として使用した木道は撤去)
- ② 一部法面が崩れが進行していた箇所は、土嚢及び木材を使用し嵩上げを実施し植物の定着を図った。
- ③ 木材と土嚢等の空隙は現場下流側の堆積している土砂を利用した。
- ④ 上部区間については、路面の一部に導流工及び路床に土石を配置した。

施工前

施工後



記録担当者

施工前



施工後

